

社会福祉国家スウェーデンの視察報告

～何が高福祉・高負担を支えているのか～



2012年7月

公務公共サービス労働組合協議会

《もくじ》

報告にあたって	1
I 調査団名簿、日程と訪問先	2
II 報告	3
一、地方公務員組合及び社会民主党について	3
はじめに	3
1. 地方公務員組合 (KOMMUNAL)	5
(1) KOMMUNAL について	5
(2) スウェーデン経済の悪化と公的部門雇用の関係	6
(3) 転換促進と雇用保障	7
(4) 人員不足の高齢者福祉サービスと女性の雇用	9
(5) 非正規職員問題	11
(6) 労働組合の組織化について	16
(7) 当方の質問と KOMMUNAL の回答	17
2. 社会民主党 (Socialdemokraterna)	19
(1) 歴史	19
(2) 近年の情勢	19
(3) 与党の 2012 予算案に対する見解	20
(4) スウェーデン社会が抱える問題	20
(5) 当方の質問と Helen Pettersson 議員の回答	21
おわりに	22
二、消費者生活協同組合連合会	24
はじめに	24
1. KF の歴史	25
2. 組織と事業内容	27
3. 当方の質問と Staffan Eklund さんの回答	30
おわりに	32
III スウェーデンの基本的事項	33
1. 人口、面積、通貨	33
2. 主な産業	33
3. 雇用構造	33

4. 労働組合と賃金システム	35
(1) スウェーデンの労働組合	35
(2) 賃金決定の仕組み	36
5. スウェーデンの地方政府の仕組みと役割	36
6. 公共サービスの概要	37
地方	
(1) 医療	37
(2) 福祉・介護サービス	38
国	
(1) 失業手当	39
(2) 育児休業手当	39
(3) 疾病手当	39
(4) 労災手当	40
7. 税制、社会保険料、年金の概要	40
(1) 税制	40
(2) 社会保険料	41
(3) 年金	43

報告にあたって

わが国は、医療、介護、福祉、子育て、教育、職業訓練などの公共サービスの充実が求められているにもかかわらず、財政悪化を理由とした公共サービスの民営化やサービス縮小の傾向が続いており、必要なサービスを受けることができないことや社会保障の問題など、国民の将来不安は増すばかりです。その一方で、税金の使い道についての丁寧な説明もなされないままに、一方的に増税がなされようとしていることについて多くの国民は納得ができず、その結果、公務部門に対して厳しい視線が向けられています。

スウェーデンは、女性の労働力化を進め、労働市場に参加する条件を保障するために公共サービスを充実させることで優秀な労働力を確保し、その結果、高い経済成長と国際競争力を維持し続けています。そして、スウェーデンにおいては国民の公共サービスへの信頼は大変厚いものとなっています。

日本においても、少子高齢化社会が一層進展していく中で、医療、介護、福祉、教育などの公共サービスの充実をはかる必要があり、そこに雇用を積極的に創出することで、労働を中心とした福祉型社会を実現していくことが求められています。その観点で、それら公務・公共部門で働く労働者の組合としての公務労協の責任は重いものといえます。

今回のスウェーデン訪問では、地方公務員組合、社会民主党、消費生活協同組合連合会を訪ね、スウェーデンにおける公務公共サービスの現状及び、公共サービスに対する信頼度の高さの理由といった点を中心に調査を行いました。既に小さな政府であるにもかかわらず、公務・公共部門に対する信頼の欠如から、際限のない人員・人件費削減が行われようとしている日本においても、現状を打開する一つの方法として役立つことと確信しています。

また、イタリア訪問では、在イタリア日本大使館職員より、欧州における社会・経済情勢とイタリアの社会・経済、労働事情等の基礎的なブリーフィングを受けました。

今回の調査で明らかになったことを、2012年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンにおける「公務・公共部門の雇用拡大アクション」の取組みに活かしていくことができれば幸いです。調査の準備及び実施にあたっては、自治労国際局をはじめ、多くの関係者にご協力をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

2012年7月

公務公共サービス労働組合協議会・欧州調査団事務局

I 調査団名簿、日程と訪問先

(1) 調査団名簿

団 長	中村 讓	公務公共サービス労働組合協議会	議長（当時）
団 員	棚村 博美	公務公共サービス労働組合協議会	副議長
〃	川本 淳	全日本自治団体労働組合	書記次長
〃	篠原 明	全国林野関連労働組合	副委員長
〃	大塚 実	公務公共サービス労働組合協議会	副事務局長
〃	花村 靖	公務公共サービス労働組合協議会	副事務局長
〃	藤川 伸治	公務公共サービス労働組合協議会	副事務局長
〃	藤岡 知子	公務公共サービス労働組合協議会	事務局次長

(2) 日程と訪問先

2月2日(木)	12:00-15:00	スウェーデン地方公務員組合 (KOMMUNAL)
	15:00-16:00	スウェーデン社会民主党 (Socialdemokraterna)
2月3日(金)	9:00-10:00	スウェーデン消費生活協同組合連合会 (KF)
2月4日(土)	9:00-10:00	在イタリア日本大使館



Ⅱ 報 告

一、地方公務員組合及び社会民主党について

はじめに

わが国は、新自由主義とそれに基づく小さな政府という政策が継続された結果、税と社会保障による再分配効果が弱められ、福祉の切り捨てや過剰な自己責任が求められることとなり、様々な格差が拡大した。非正規職員数は増加し、働いているにもかかわらず年収 200 万円にも達しない給与所得者（いわゆるワーキングプア）が 1,045 万人、22.9%（2010 年分、国税庁調べ）にもものぼる。雇用形態の二極化は所得の格差拡大を生み出し、貯蓄なし世帯も 28.6%（2011 年調査の 2 人以上世帯：金融広報中央委員会）に達し、生活保護世帯も 152 万 8,381 世帯、210 万 8,096 人（2012 年 3 月厚生労働省調べ）と過去最多を更新している。国民の多くが先行きの見えない将来に対する不安を抱えている。こうした中で、国民が安心して暮らせるように育児・教育・医療・介護などの公共サービスの充実が求められているにもかかわらず、わが国の公共サービスは民営化頼みやサービス縮小の傾向が続いており、国民の将来不安を払拭するようなものにはなっていない。

スウェーデンは 1960 年代から労働力不足を補うため、育児休暇や育児手当などの整備のほか、育児・教育・医療・介護など対人公共サービスを確実に提供するなど社会福祉の充実を図ることで、専業主婦層の労働市場への参加を推進し、将来にわたり持続可能な福祉制度を維持するために、様々な構造改革（税制、福祉、財政、年金）を実施しながら、現在の社会福祉国家を築いてきた。スウェーデンの社会福祉国家は、公共サービスの充実を進めることにより、公共サービス自身が雇用を創出し、被雇用者の 4 人に 1 人が公的部門に従事することで支えられていることに大きな特徴がある（「Ⅲ スウェーデンの基本的事項 3. 雇用構造 ◆労働力に占める一般政府部門における雇用の割合」参照）。

また、誰もが労働市場に参加できる条件として、育児などの公共サービスの充実による無償労働からの解放に加えて、知識集約的な産業や個性やユニークさを売りにした付加価値の高い新しい産業へと構造転換するために、それらの産業が要求する能力を修得する積極的労働市場政策も実施してきた。再訓練や再教育によって旧来型産業に従事していた労働者に、新しい産業に適応する能力を身につけさせるために、「いつでも、どこでも、ただで」の原則のもとに職業教育サービスの充実がはかられている。産業構造の変化や景気変動等により失業したとしてもやり直しができる社会システムを構築している。

わが国は、世界最速で少子高齢社会化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中で、女性の就業を促進するため、これまで女性が家庭で担ってきた育児や介護を外部化するなどの公共サービスの充実をはかり、そこに雇用を積極的に創出することで、国内総生産（GDP）を増大させ、税収増により増え続ける社会保障財源を確保するといった、労働を中心とした福祉型社会を実現していくことが求められている。

そこで、一つには、今日のスウェーデンの社会福祉国家の実現に労働組合がどのように関わってきたのか、二つには、社会福祉国家の実現を果たしてきた政府・政党は、どのような思想にもとづいて政策を進めてきたのか、三つには、高い税負担にもかかわらず公共サービスや国の政策が国民の間で支持されているのはなぜなのか、について、地方公務員労働組合と社会民主党に対しヒアリングを実施した。

1. 地方公務員組合（KOMMUNAL）

われわれが訪問した際、対応してくれた KOMMUNAL のチーフエコノミストの Emma Lennartsson さん、オンブズマンを務める Lars-Sture Johansson さんからのヒアリングや当日示されたデータ等（一部補足のため、スウェーデン政府等の公式統計資料も含む）から明らかとなった、スウェーデンの公務員、公共サービスをめぐる現状、非正規職員をめぐる状況は以下の通りである。

（1）KOMMUNAL について

KOMMUNAL は、地方自治体、協同組合、私企業で働く、公共サービスを担う職種の労働者が加盟する労働組合で、組合員数は 50 万人。1910 年の設立以来、100 年以上の歴史を持つ。

組合員は下記に挙げた仕事に就いており、それらの職種は数百にのぼるが、80%は介護などの福祉分野の仕事に従事している。

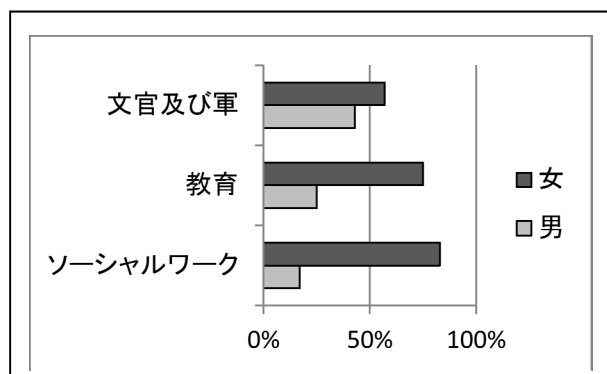
KOMMUNAL の組合員の主な職種

救急救命士、作業療法アシスタント、保育士、消防士、バス運転手、動物園の飼育係、電気技師、用務員、料理人、墓地管理人、食事援助、実験助手、機械工、公園労働者、庭師、学校給食アシスタント、看護師、煙突掃除、火災の検査官、介護労働者 等

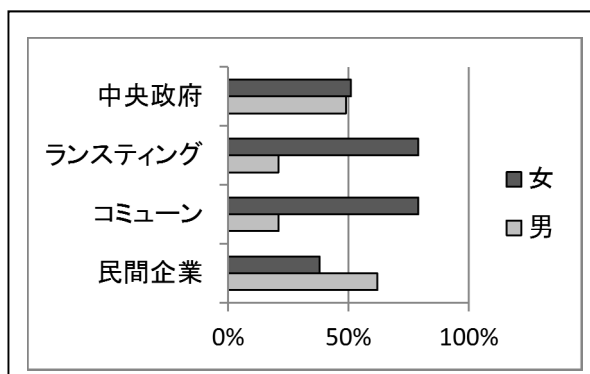
教育やソーシャルワーク（育児や介護を含む）をはじめとする公共サービスの仕事は女性が多く従事している（**図表 1**）。これは、女性の労働力化を進めるにあたり、公共サービスの充実を図ったことから、公共サービス自身が雇用を創出したことによる。

組合員になると、所得保険（組合員であることが加入資格となっており、失業保障として収入の 8 割がカバーされる）や各種個人保険、銀行の低利貸付などのメリットを受けることができる。そのほか、職員の仕事面のサポートとして、新しい知識や技術を磨き、専門職としての地位と能力を高める各種のトレーニング研修を組合が実施しており、組合員は無料で受講することができる。

図表 1 女性が多い職種



図表 2 官民別男女構成比



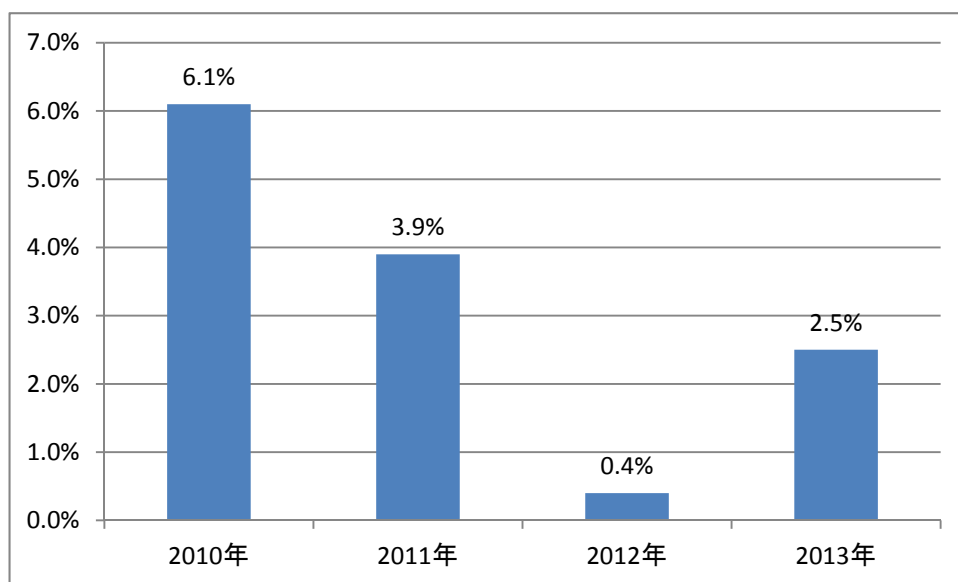
（「Women and Men in Sweden Facts and Figures 2010」より作成）

(2) スウェーデン経済の悪化と公的部門雇用の関係

2010、2011年の経済成長は良好で、高い成長率を記録している(図表3)。2012年については、世界経済の不確実性の増大を受け低成長と見込まれている。

スウェーデン経済はGDPに占める輸出比率が54%と輸出に頼っており、輸出のうち45%は機械系が占めている。

図表3 スウェーデンのGDP成長率の見通し



(2012年3月28日予測 Konjunkturinstitutet より)

代表的な企業で言えば、ボルボ(自動車)やスカーニア(トラック)などがある。これらの輸出は経済が活発な状況でなければ需要がない分野であるため、2008年以降の経済危機の際には短期間で10%、20%減収という非常に大きな影響を受けたという。数多くの工場で労働者は失業し、所得も減少した結果、国に支払われる所得税も減収となり、公的部門においても雇用数が減少している。この時新たに生じた10万人の失業者のうち30%は公的部門での失業であるとされ、このように、スウェーデンの公的部門は決して手厚い雇用保障があるというわけではない。スウェーデンの財政運営が、分野ごとの予算を積み上げて歳出総額を決定するのではなく、マクロ経済の見通しなどを踏まえ、政治主導のトップダウンによって3年間の歳出総額を毎年の予算提出の前に決定する仕組みとなっており、毎年の収支をプラスマイナスゼロにする必要があるため、予算に合わせて人員調整も行っていかなければならないからだという。これに対し、経済危機の影響を受けて、公的部門労働者が失業してしまう状況に陥ることを防止しようと、現在、地方自治体の財政を安定させるための基金を設立すること等の話合いも進んでいる。

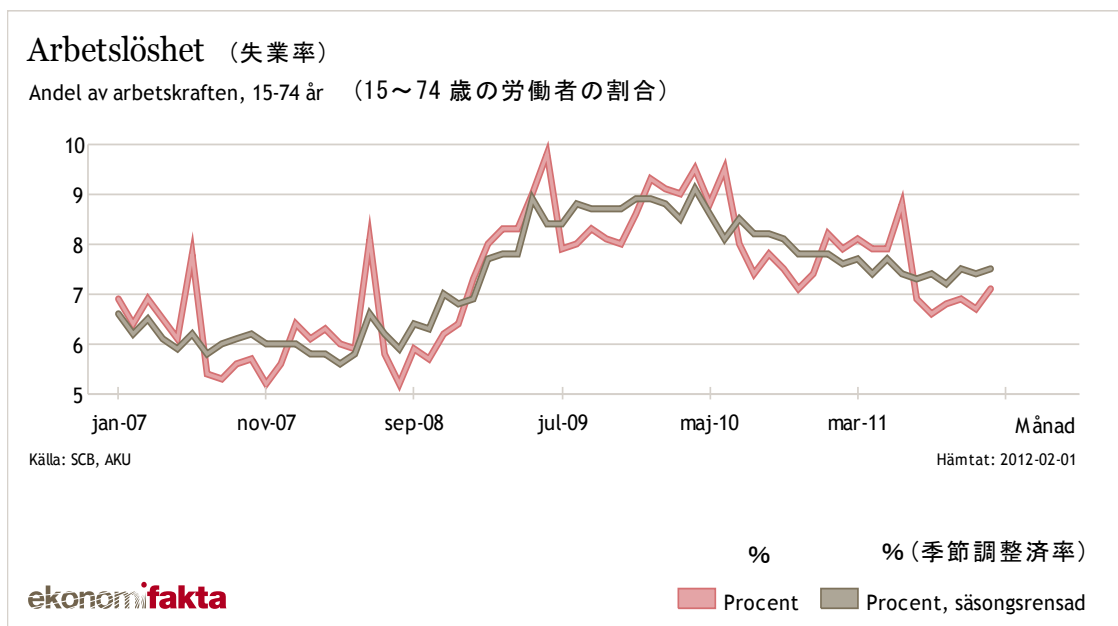
また、輸出に頼るスウェーデンではグローバルな激しい競争に晒される分野(製造、IT等)の労働者は失業等の強い影響を受ける可能性が大きく、民間企業の収益悪化によって税収が減少すれば、それが公的部門の雇用にも影響する。これらに対する安心感を担保するために、KOMMUNALは雇用主の代表者や雇

用者連合会、ランスティング、コミュニン¹との共同作業で、組合員が失業したとき、教育を受けたいとき、起業したいときに支援を求めることができる保険制度を整備している。これは失業保険とは別の制度であるという。

(3) 転換促進と雇用保障

失業率は、現在は低下傾向にあるものの、未だ 8.1% (2012 年 5 月現在) と高い状態が続いている (図表 4)。

図表 4 失業率の推移



(KOMMUNAL 提供資料より)

スウェーデンは社会福祉が充実した国と言われているが、産業政策をみれば、倒産・解雇が当たり前に生じる厳しい競争社会の側面を持っている。このため失業率も高くなる。これに対して、スウェーデンは、多くの国が採ってきたように無理にでも雇用を維持し、斜陽産業の倒産を防ぐことに政府が費用を注入することはしない。倒産を通じて産業の構造転換を促進させ、その代わりに労働者に対しては教育・訓練によって新しい仕事に就ける能力を身につけさせる人的投資に力を入れている。職業紹介・職業訓練・雇用助成などを通じて、積極的に失業者を労働市場に戻すことを意図して行う政策を積極的労働市場政策というが、同時に、スウェーデンは、同一労働同一賃金に基づいて企業・産業間の賃金格差を小さくする「連带的賃金政策」により、低生産性部門の利益を圧縮する一方、高生産性部門に余剰利益を生むことで、産業構造の高度化を狙い、政府が積極的に労働移動に介入して、産業構造の転換と雇用保障の両立を実現させ、大きな成果をあげている (レーン・メードナー・モデル)。

また、こうした人的投資を支えるための手厚い失業保険も用意されている。具体的には、失業してから最初の 200 日は働いていたときの給与額の 80%、そ

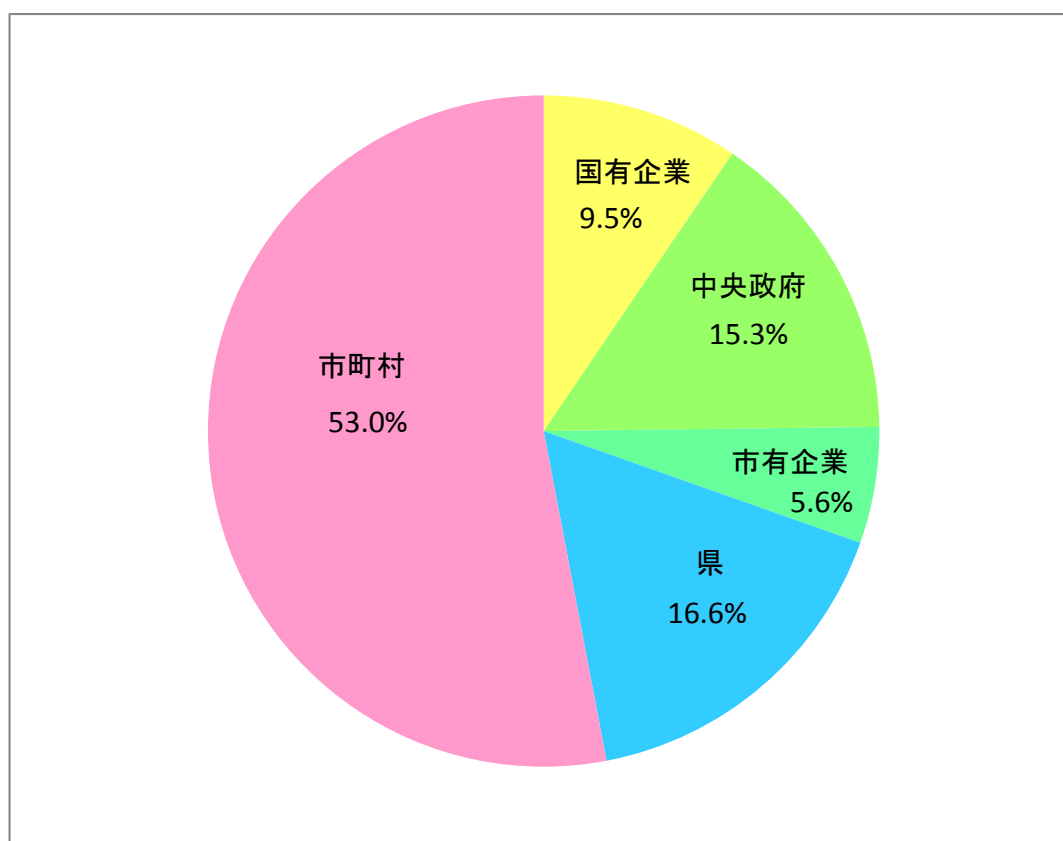
¹ ランスティングは日本の県、コミュニンは日本の基礎自治体にあたるものをいう。

れ以降は100日までは70%が支給される。通常は300日（平日のみカウントされるので14ヶ月に相当）で給付が終わるが、18歳以下の子どもがいる場合には、さらに150日間の給付延長が行われる。これを受給するためには、様々な就業支援や職業訓練プログラムへの参加が条件となっている（なお、失業保険は公的な社会保険制度には含まれない任意加入制度で、労働組合が業種・職能別に基金を設けて運営しているが、加入者の保険料だけでは運営が厳しいため、その一部について政府からの財源補填が行われている）。プログラムは、公共職業安定所が国や地域レベルでの労働の需給状況を把握しながら不足する技能を習得させるもので、実学志向で即戦力として活用できる内容となっている。

これらの施策により、失業率を低く抑えることに成功してきたが、現政権は失業保険に関する支出の削減を進めており（本書20頁「(4)スウェーデン社会が抱える問題」参照）、労働組合としては求職者に対する教育を充実させるとともに、失業手当の安定的な運営を求めていく必要があるという。

さらに、スウェーデンでは公的分野における雇用を広げることも失業対策の一つとして重要視しており、公的部門の雇用は**図表5**の通りとなっている。

図表5 政府レベルでの雇用：2009年の公共部門の雇用割合



(KOMMUNAL 提供資料より)

(4) 人員不足の高齢者福祉サービスと女性の雇用

高齢者に対する福祉・介護サービスは、コミューンが提供しているが、「この分野は人員不足の状態にあり、サービスの質を上げるため公的部門での雇用を拡大することで、失業率を下げるができる」と Emma さんは説明している。確かに、スウェーデンは他の EU 諸国と比較して財政状況は良好であり(図表 6、7)、公的部門での雇用確保の余地はある。

図表 6 2011 年 EU 各国の GDP に占める財政赤字・黒字の割合 (%)

アイルランド	-13.1
ギリシャ	-9.1
スペイン	-8.5
イギリス	-8.3
スウェーデン	+0.3
ドイツ	-1.0

(eurostat newsrelease euroindicators より作成)

図表 7 2011 年 EU 各国の GDP に占める政府負債の割合 (%)

エストニア	6.0
ルクセンブルク	18.2
スウェーデン	38.4
ドイツ	81.2
イギリス	85.7
フランス	85.8
アイルランド	108.2
イタリア	120.1
ギリシャ	165.3

(eurostat newsrelease euroindicators より作成)

スウェーデンは女性の社会進出を推し進めているが、その多くが高齢者福祉や児童福祉などの分野で働いている。女性を労働力化するにあたり、これまで女性が担ってきた育児や介護などの福祉サービスを充実させ、ここに新たな雇用を生んできた。実際、高齢期女性の就業率と高齢者福祉の充実には相関関係があり、スウェーデンは EU 諸国の中で最も高齢者福祉が充実し、女性の就労が進んでいることがわかる(図表 8)。

しかし、現政権は高齢者福祉に対する予算を減らす傾向にあり、人員削減も行われ、残った職員が同じ仕事の量を少ない人数で対応しなければならず、財政縮減が現場での就労に与える影響は大きい。

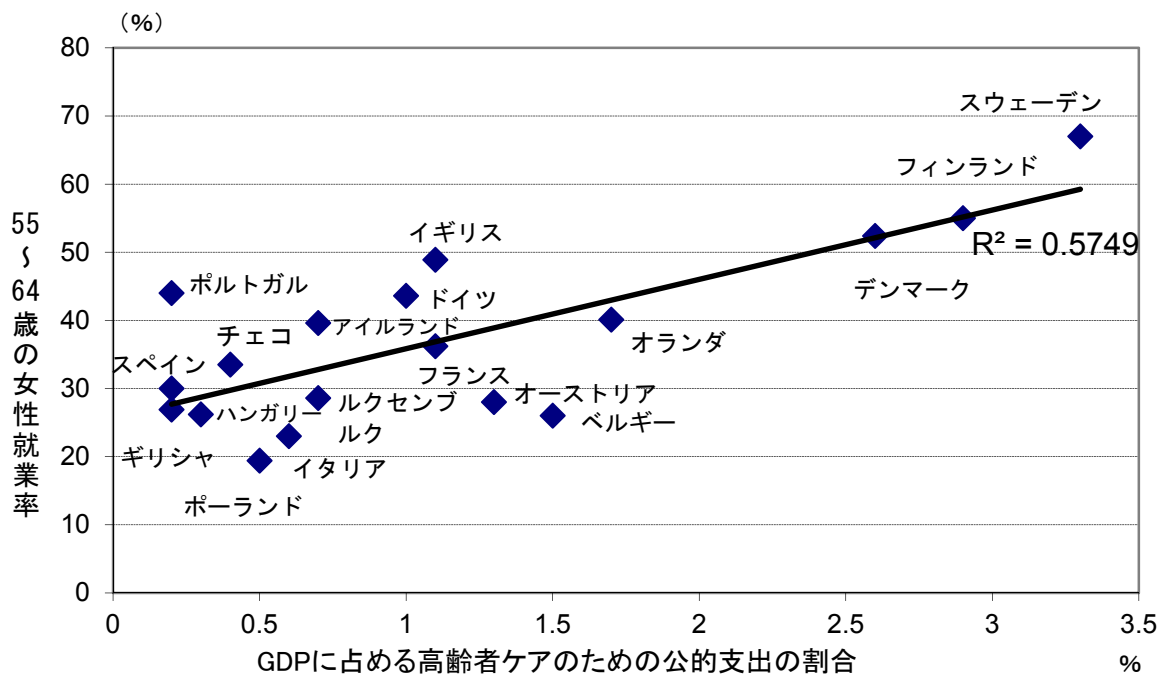
また、福祉サービスの低下が女性を就労から家庭へ引き戻しているという問題もある。図表 9 を見ると、近年、80 歳以上の高齢者の割合は上昇しているにもかかわらず、高齢者福祉特別住宅(ナーシング・ホーム、高齢者ホーム、グ

ループホーム等施設の総称) に居住している人の割合は伸びを見せておらず、減少傾向にある。一方、70年代から80年代にかけては、在宅でホームヘルプサービスを受けている人の数は増えている。これは社会的な在宅介護サービスと在宅医療が拡大したことにより、多くの高齢者が自宅で過ごしなが、必要な医療や社会的介護を受けられるようになったことの成果であるといえよう。しかし、その後90年代にかけてホームヘルプサービス利用者は減少している。

スウェーデンの高齢者介護の指針となる主な考え方としては、高齢者ができるだけ長く自宅生活を続けることができるよう在宅介護が重視されてきたが、全体としての高齢者人口の伸びが急激であり高齢者福祉が追いついていないことなどから、高齢者福祉サービスの質量ともに過去と比較すると、相対的に低下しているといえる。また、在宅介護はできるかぎり家族が参加し、関与することが前提条件となっているため、在宅介護を推し進めることにより、家族による介護負担が増えることとなり、KOMMUNALが行った調査では、親の面倒を見るために労働時間を減らしたり、仕事を辞めなければならない女性が10万人もいるということが明らかになっている。

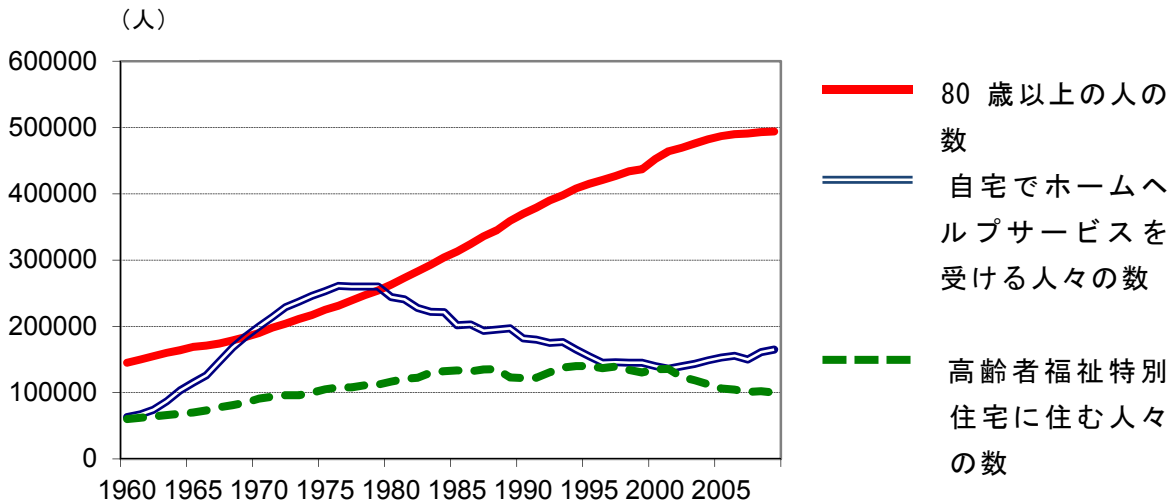
女性が就労を減らし、無償労働で家族の世話を担うこととなれば、労働力人口の減少という点でも、将来的にスウェーデンの経済社会に大きな影響が出ると Emmaさんは指摘している。

図表8 高齢期女性就業率と高齢者のケアの公的支出



(KOMMUNAL 提供資料より)

図表9 高齢者のケア



(KOMMUNAL 提供資料より)

(5) 非正規職員問題

○ スウェーデンの非正規職員

日本の正職員にあたる、期間の定めのない「継続的雇用」のほかに、2週間、6ヶ月、あるいは1年といった一定期間を条件とした「一時的雇用」の形態があり、これが日本の非正規雇用にあたる。

一時的雇用には、長期疾病や両親休暇を取っている間の正職員の代替としての一時的雇用と特別な理由を必要としない一般的な一時的雇用がある。また、期間の有無の区別のほかに、フルタイムかパートタイムかの時間的な区分がある。業種によっても異なるが、フルタイム雇用は週35時間から40時間の勤務とされており、それを下回る勤務時間の者がパートタイム雇用となる。注意しなければならないのは、スウェーデンでは、パートタイム雇用であっても継続的雇用として働く者もあり、これは正職員として数えられている。

スウェーデンの雇用保護法では、一般的な一時的雇用が、一定期間（5年間に合計2年、更新は3回を限度としている。例えば、6ヶ月契約で3回の更新をした場合は合計2年の雇用であり、この場合には継続的雇用への移行は義務付けられない。）経過した後は継続的雇用に移行させなければならないと規定されている。労働組合の委員は、それぞれの職場で、この法律に基づき、継続的雇用への移行が図られているかを監視しているとのことである。なお、臨時的な代替雇用の場合には、期間を超えても継続雇用へ移行することはできない。

また、「同一労働・同一賃金」原則が採られているため、継続的雇用にも一時的雇用にも原則として同じ給与が支払われる。パートタイム雇用においても時間給はフルタイム雇用と同じであり、働いた時間按分で支払われる。社会保険料などはフルタイム、パートタイムの別を問わず全て正職員と同じ扱いとなっている。つまり、スウェーデンにおける継続的雇用と一時的雇用は、解雇のしやすさを除いては基本的には同等といえる。

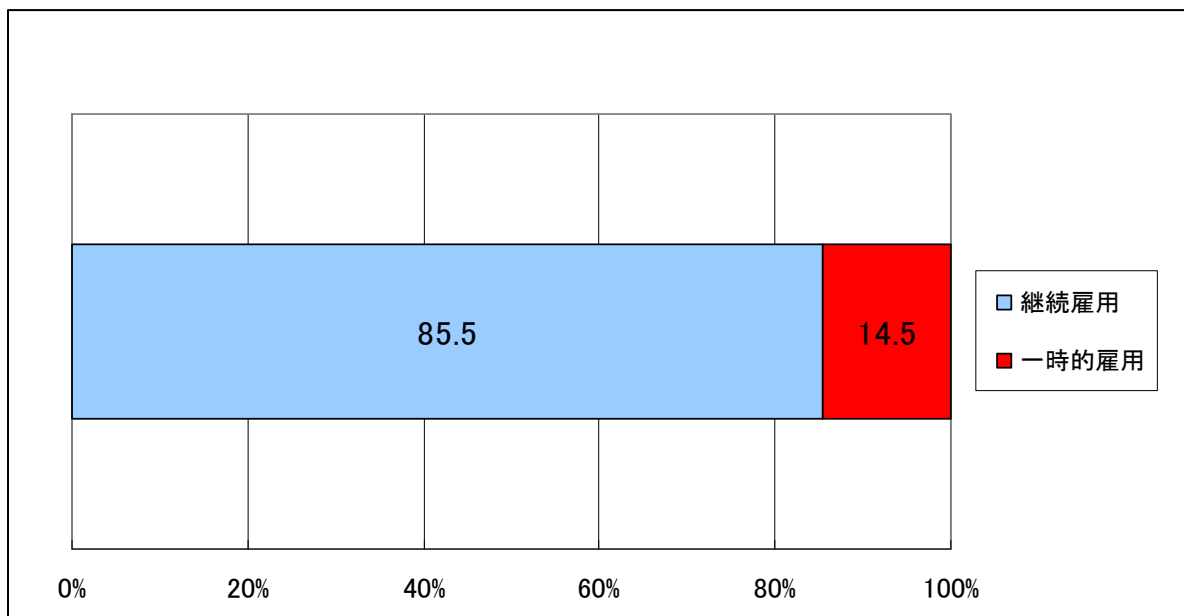
一時的雇用者の約7割の人が継続的雇用を希望しているが、これは、スウェーデン社会で生活していくには、不動産賃貸契約を結ぶ場合、銀行から融資を受ける場合、携帯電話の契約を行う場合などのあらゆる場面で正職員であることの証明が求められることも大きな理由となっている。

なお、一時的雇用にはホワイトカラー層は少なく、医療や教育（教員以外）、介護など社会サービスの担い手である現業公務員や小売・流通業、ホテル・レストラン業などのサービス業の一部でその割合が高くなっている。

○ 増加し続ける非正規職員

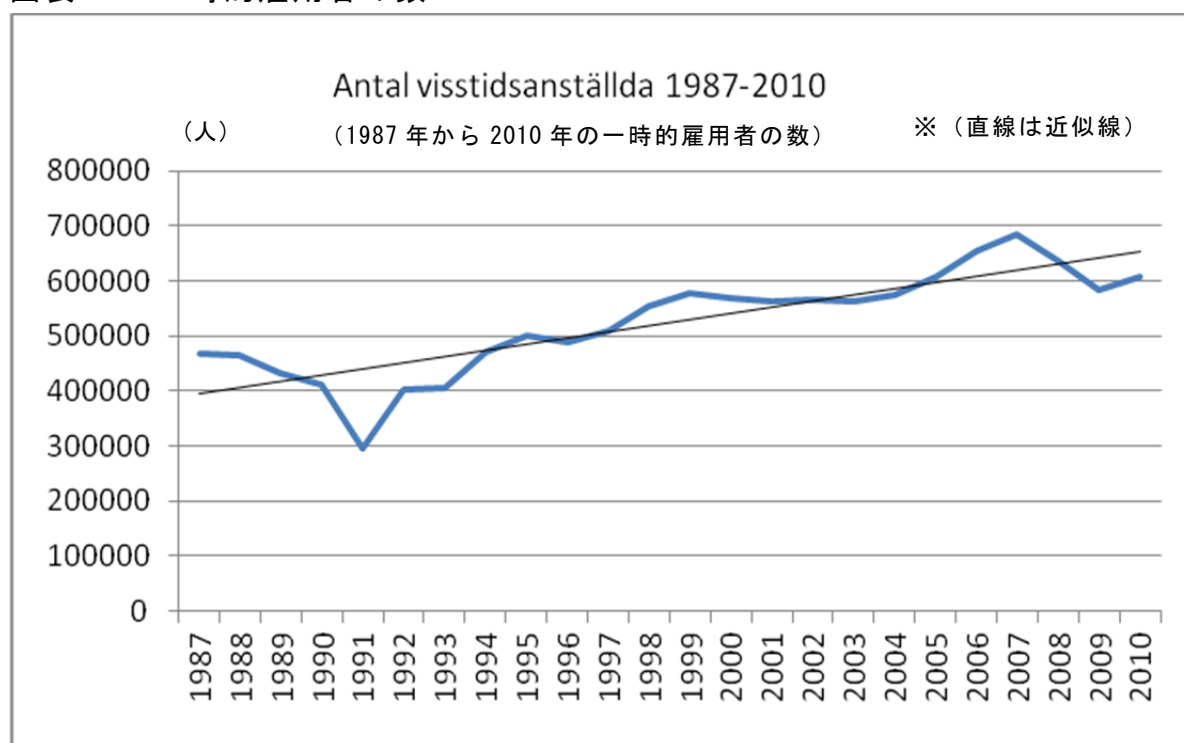
スウェーデンにおける雇用形態の大部分は継続雇用となっているが、一時的雇用は増加傾向にあり、2010年には60万人を超えている。（図表10、11）

図表10 雇用形態別雇用割合



(Statistics Sweden より作成)

図表 11 一時的雇用者の数



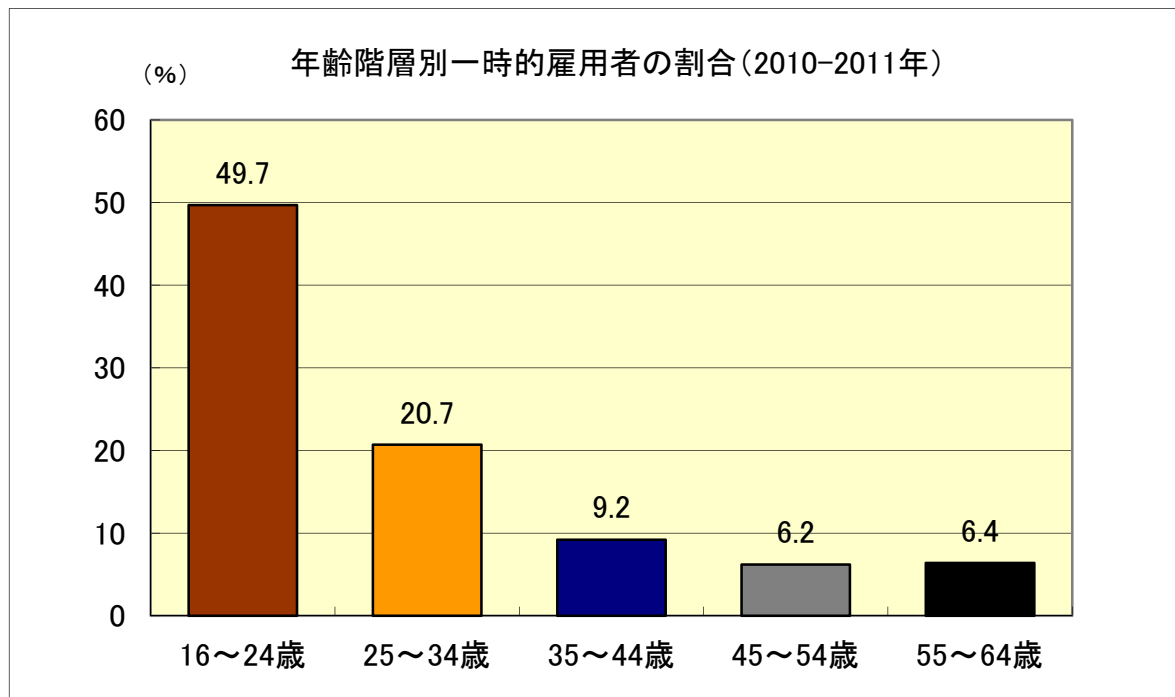
(KOMMUNAL 提供資料より)

1990年代の初めに一時的雇用者数は落ちこんでいるが、これは「90年代の経済危機の際、不況の影響を受けて真っ先に解雇されたため」とのことである。

年齢階層代別では、一時的雇用者は20歳から35歳の層が大半を占めているとの話であったが、図表12の通り、一時的雇用者は16～24歳、25～34歳で約7割を占めており、若年層に集中している。家族を形成したり、家を建てたり、人生を安定させるための時期にあたるこれらの世代で、継続した雇用が望まれる時期であるにもかかわらず、不安定雇用が増えている。

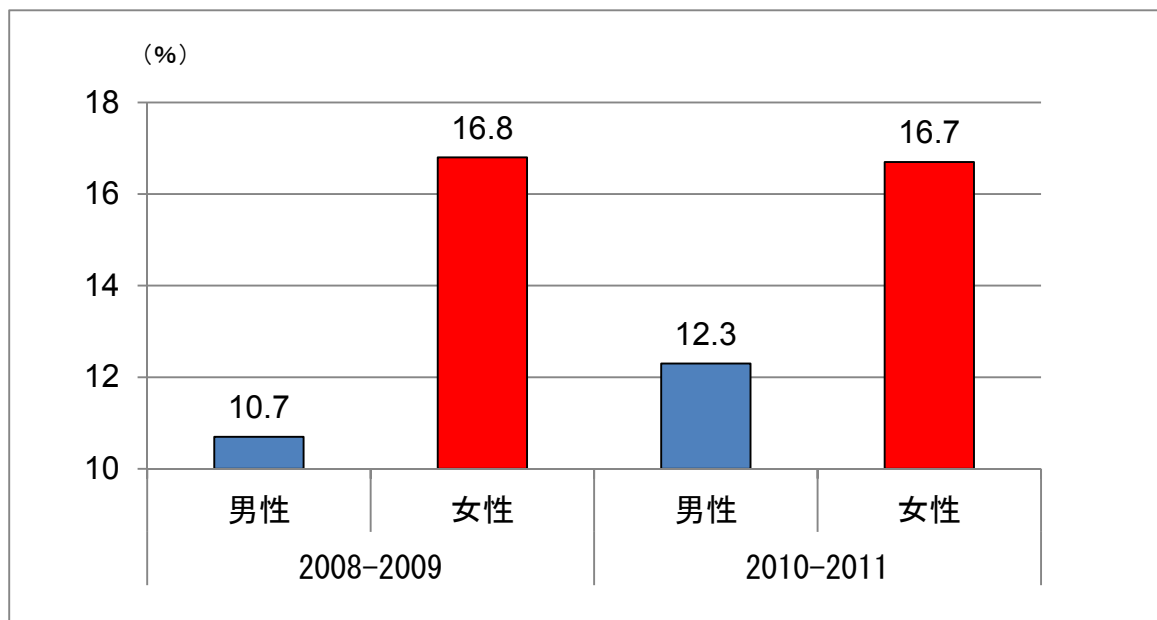
性別でみると、男性よりも女性の方が一時的雇用の割合が高くなっている(図表13)。

図表 12 年代別一時的雇用者の割合



(Statistics Sweden より作成)

図表 13 労働市場全体でみる 16～64 歳の男女別一時的雇用者割合



(Statistics Sweden より作成)

○ 公的部門における非正規職員

公的部門においても、ランスティングやコミュニンで働く KOMMUNAL 組合員の 28%（約 14 万人）が期間制限のある一時的雇用者である（図表 14）。

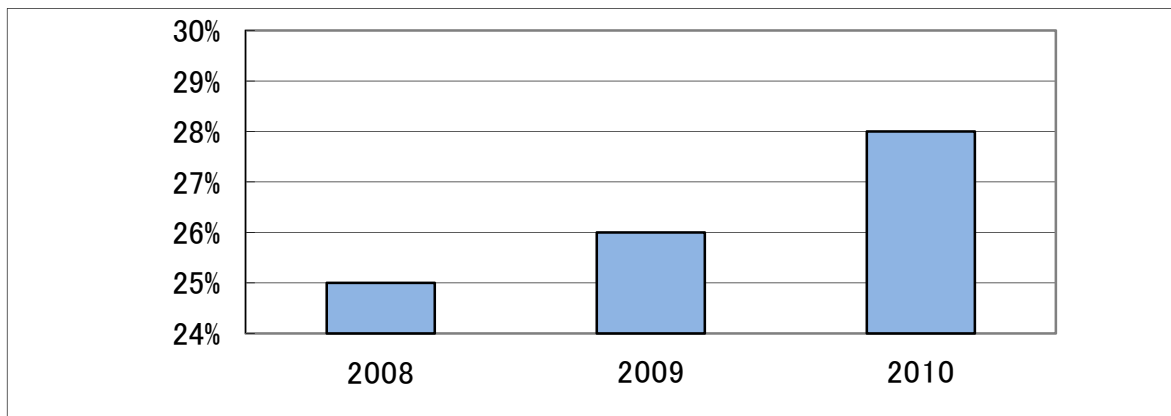
また、この 14 万人の一時的雇用者を年齢階層別にみると 66%が 25 歳以上となっており（図表 15）、公的部門ではもはや一時的雇用というのは若者だけの問題ではなく、雇用者全体の問題ともいえる。

労働市場全体よりも公的部門で一時的雇用が多い理由としては、介護・福祉・教育の現場が典型的な女性の職場であること、これらの仕事が代替性のある職業であることが要因であるという。

経済状態が悪化し税収が減少すれば、合理化が図られることになるが、その場合、一時的雇用者から解雇されることになるという。継続的雇用であれば、解雇する際、雇用されていた期間に応じて 1 ヶ月から 6 ヶ月の解雇予告期間が必要になるが（たとえば、10 年間働いた場合、6 ヶ月の解雇予告期間が必要）、一時的雇用は、予告期間をおく必要はなく、継続的雇用の代替としての一時的雇用であれば期間満了をもって雇い止めとなり、あるいは特別な理由のない一般的な一時的雇用であれば、すぐに解雇できるからだという。つまり、使用者は継続的雇用の場合よりも解雇に費用がかからないため、一時的雇用者の解雇を優先する。そのため、KOMMUNAL は労働協約で解雇予告期間を少しでも長くする取組みを行っている。

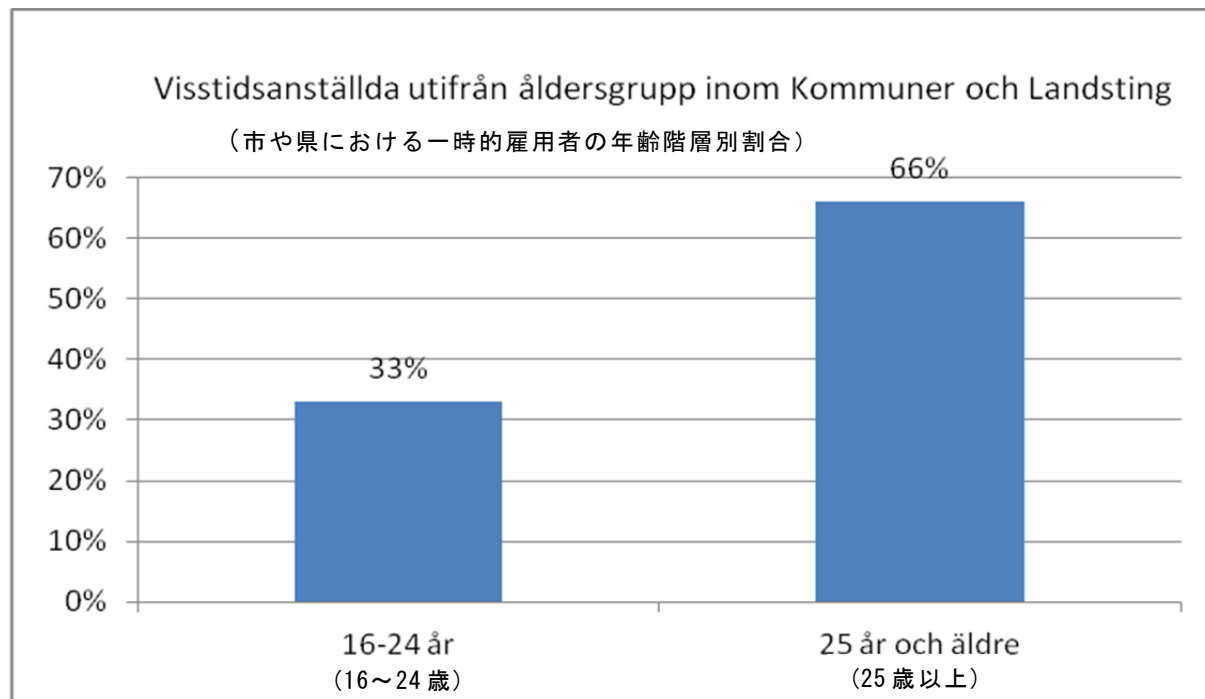
賃金については、前述したとおり、一時的雇用であっても労働協約に基づいて決定された賃金が継続的雇用と同様に支払われる。パートタイム雇用の場合、フルタイム雇用の場合の賃金額から時間按分した額が支払われるが、フルタイムの継続的雇用で働くことを希望しているのに、意に反してパートタイム一時的雇用にししか就けないといった、非自発的にパートタイム雇用を選択せざるをえず、経済的に苦しんでいる人も増加傾向にある。この問題に対しては、KOMMUNAL はフルタイム継続的雇用の確保をめざし取組みを続けているが、労働者自身も仕事を得るために能力を向上させる努力は欠かせないこと、また、フルタイム雇用の仕事を得るためには、仕事のある場所に転居も可能としなければならぬ等の条件を受け入れる必要もあるという。

図表 14 市町村や県などにおける一時的雇用者の割合



（KOMMUNAL 提供資料より）

図表 15 市や県における一時的雇用者の年齢階層別割合

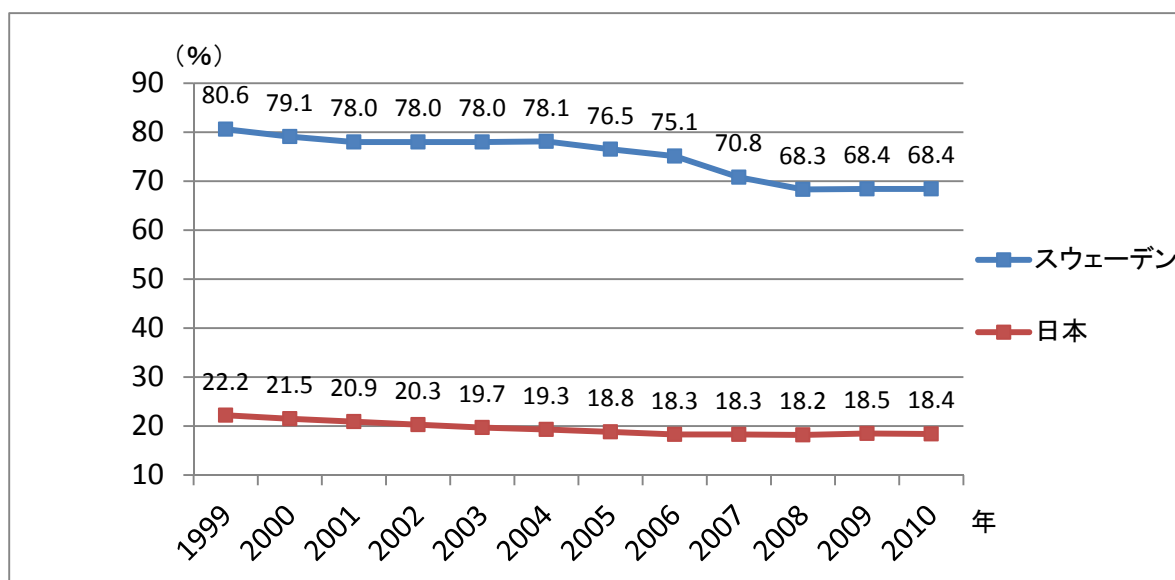


(KOMMUNAL 提供資料より)

(6) 労働組合の組織化について

スウェーデンの労働組合組織率は 68.4% (OECD Statextracts 調べ) と OECD 加盟国の中でも高く、多くの者が労働組合に加入しているため、労働条件の向上や社会に対して大きな影響を与えることができる。しかし、組織率は年々低下しており、労働組合の活動も縮小傾向にあるという。その理由としては、職場環境の変化による人材需要の変化や若者の労働組合離れによるものだという。

図表 16 スウェーデンと日本の労働組合組織率の推移



(OECD Statextracts より作成)

例えば、KOMMUNALで組合員が最も多く就いている職業分野は介護・福祉であるが、医療機器の高度な発達により、高度な教育を受けた人材が必要とされる一方、そうした職業教育を受けていない人の雇用の場は減っているため、労働組合に加入する人も減っているという。また、かつては仕事に就けば、労働組合に加入することを強制していたが、任意加入となっている現在では、若者も自分で問題解決ができると思っている傾向が強く、労働組合に関心を示さないという。

KOMMUNALは、後者への対策として、若者たちに組合へ関心を持ってもらうため、近代的な労働組合へと変革をはかる努力をしている。また、若者たちへのアプローチの手段としては、ツイッターやフェイスブックなどを使って若者たちが労働組合と出会う場を広げているという。

(7) 当方の質問と KOMMUNAL の回答

(なぜスウェーデンでは公共サービスについて国民が高負担を受け入れるとともに、高い信頼を置いているのか。)

公共サービスの運営・提供のためには相応の負担が必要だが、スウェーデンでは、福祉は誰もが必要とするものと考えている。例えば、全ての人が見る福祉を受けてきたし、老人福祉については今必要でなくても将来必要となる。結局のところ、国への税金としてだろうがあるいは私的保険としてだろうが、どちらにしても必要であり支払わなければならないものと考えているため、高負担であっても確実にサービスが提供されるならば国民は納得する。

また、政治が身近なものであり、透明性が確保されている点も高負担への理解に寄与している。

つまり、高負担・高福祉を可能にしているのは、社会保障にかかわる受益と負担の関係が明確で、各自治体で公共サービスが運営されており、意思決定に住民が参加しやすい「住民自治」の仕組みが整備されているからである。

(公共サービスを運営するランスタングやコミュニンの財政状況によって、サービスの質・量に格差が生じるようなことはないのか?)

スウェーデンにおいても公共サービスの提供に課題はある。とくに北スウェーデンでは高齢化が進んでいるため、財政的に厳しい地方自治体にとって公共サービスの維持は大変な状況である。これに対応するため、国は、財政的に豊かなストックホルムなどの自治体から負担金を徴収し、国を通じて補助金として財政難自治体に分配するといった方法で地域間格差を調整し、サービスの質を維持している。しかし、財政的に豊かと言われる自治体においても、将来の高齢化に備えなければならないことから、この負担金を非常に重いものと感じており不満を募らせている。

(スウェーデンのこれまでの雇用政策及び失業政策(現金給付だけでなく、様々な就業支援や職業訓練プログラムの実施により、短期間で労働市場へ再び参

加を促す積極的労働市場政策) に対して、労働組合はどのような意見反映を行ってきたのか。)

充実した失業保険を整備すること、求職者に対し一般的な教育を提供すること、公的分野において雇用を確保すること、などを求めている。

(スウェーデンの公共サービス現場においても非正規職員の比率が高くなっていると聞いているが、その割合及びその男女比はどうなっているのか。また、非正規職員が正職員へ転換する道は開けているのか。)

公的部門においても一時的雇用の割合は高まっており、2010年には公的部門の雇用の28%が一時的雇用となっている(図表14)。年齢階層別では、25歳以上が66%となっている(図表15)。男女比については、労働市場全体で見ても一時的雇用は男性よりも女性が多い状況にあり(図表13)、また公共サービスの仕事自体に女性が多く就いていることから、女性の比率が高くなっている。

一般的な一時的雇用から継続的雇用への移行は、5年間に合計2年、更新は3回を超えると自動的に転化することが雇用保護法で規定されている(臨時的な代替雇用の場合には、期間を超えても継続的雇用へ移行することはできない)。労働組合の委員はそれぞれの職場で、どのような条件で一時的雇用がなされているのか、雇用保護法に基づき一時的雇用から継続雇用への移行が図られているか、について監視している。

(公務員組合においても任意の失業保険の提供がなされているが、これは公務員でも失業する可能性が高いということなのか。)

経済危機によって税収が減少すれば、公的部門においても解雇の可能性はある。公的な分野だからといって、特別の安心感が持てる雇用条件ではない。

2. 社会民主党 (Socialdemokraterna)

(1) 歴史

1889年4月に結党した社会民主主義政党で、スウェーデンでは最も歴史が古く、最大の政党。100年以上にわたり、自由、平等、連帯、民主主義を掲げ、誰もが参加できる包括的な社会をつくることをめざしている。

1936年から2006年までの70年間の大半の期間を社会民主党が政権を担い、現在の社会福祉国家を築きあげた²。

1936. 9-1946. 10	社会民主党
1946. 10-1969. 10	社会民主党
1969. 10-1976. 10	社会民主党
1976. 10-1978. 10	中央党 (穏健党、自由党)
1978. 10-1979. 10	自由党 (穏健党、中央党)
1979. 10-1982. 10	中央党 (穏健党、自由党)
1982. 10-1986. 3	社会民主党
1986. 3-1991. 10	社会民主党
1991. 10-1994. 10	穏健党 (中央党、自由党)
1994. 10-1996. 3	社会民主党
1996. 3-2006. 10	社会民主党
2006. 10-	穏健党 (中央党、自由党、キリスト教民主党)

※ () は連立政党。

(2) 近年の情勢

2010年9月の総選挙では、穏健党 (保守) を中心とする、中央、自由、キリスト教民主の中道右派連合が173議席を獲得し、2006年の総選挙に続いて初の2期連続で政権の座を維持している。

野党3党 (社会民主党、左翼党、緑の党) による左派連合は獲得議席数156と、与党連合に及ばなかった。また、極右政党であるスウェーデン民主党は5.7%の得票率 (20議席) を確保し、初めて議会進出した。総選挙の投票率は84.63%。

湯元ら³は「保守党 (穏健党) は、それまでの新自由主義路線を大きく軌道修正し、高福祉国家モデルを基本的に維持するというスタンスに転じることで前回2006年の総選挙を勝利することができた。若年層を中心とする失業問題への対応をはじめ、中低所得者向け減税や教育・福祉分野での民営化・民間委託など伝統的「スウェーデン・モデル」の部分的修正を図りつつ、リーマン・ショックに際しても健全な財政運営と景気の下支えを両立できた結果、国民の信頼をつなぎ止めた。」と分析している。

² Socialdemokraterna HP (<http://www.socialdemokraterna.se/>) 参照

³ 湯元健治、佐藤吉宗「スウェーデン・パラドックス」日本経済新聞出版社、2010年11月18日刊。P31-32参照。

現在、社会民主党は野党となっているが、国民の 25%が支持、特に 18～24 歳の国民からは 56%もの支持を受けており、ポピュラーな政党といえる。

(3) 与党の 2012 予算案に対する見解

現政権の予算案について、以下の見解を表明し、実現を求めてきた。

- ・ 長期雇用と福祉の強化のため、2012 年は 150 億スウェーデン・クローナ（以下、「SEK」と略）、2013 年は 173 億 SEK を措置
- ・ 2012 年は 1.3%の成長をめざす
- ・ 2012 年の推定失業率 7.8%、2015 年には 5.5%へ
- ・ バランスのとれた財政の改革
- ・ 政府は 2015 年の上限 1,123 億 SEK の支出を提案
- ・ 高い成長と雇用のための持続的な措置
- ・ 経済における技術革新のレベルを向上させるための措置
- ・ 誰もが福祉を受けることができることを保障
- ・ 安定した金融システムのための措置

(Socialdemokraterna HP より)

(4) スウェーデン社会が抱える問題

Helen Pettersson（スウェーデン全国労働組合連盟(LO)の出身）議員からは次のような問題点について説明を受けた。

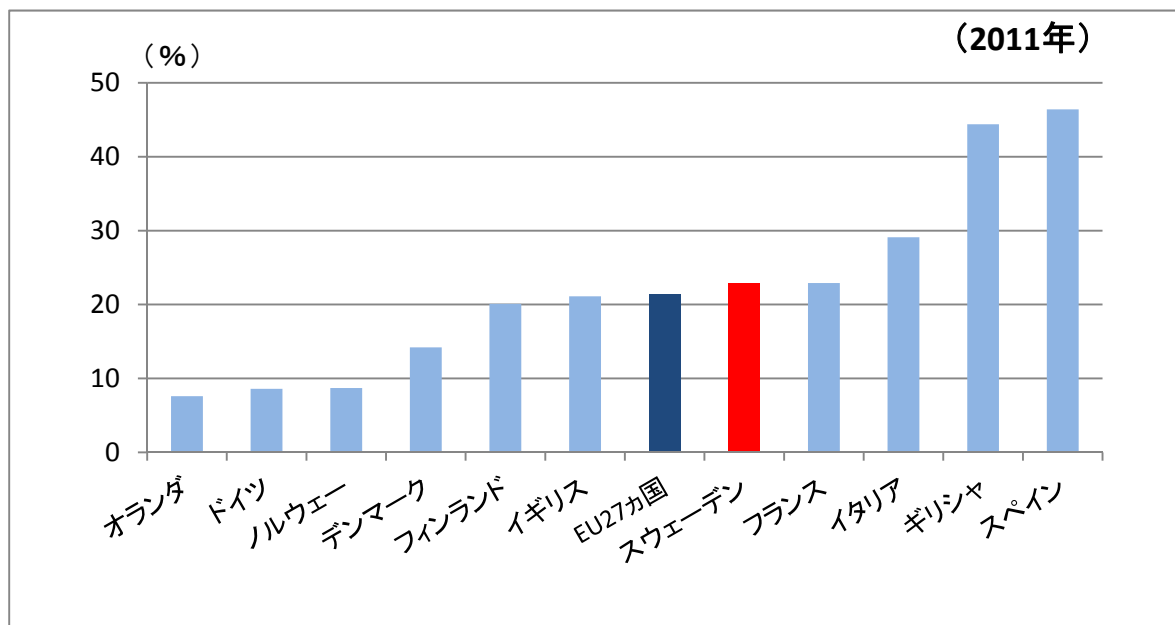
スウェーデンでは、労働組合が業種・職能別に基金を設けて失業保険を運営しているが、この保険料だけでは運営ができないため、社会保険料の一部から大幅な補填がなされてきた⁴。しかし、現政権がこの費用を大幅削減した結果、各基金はその失業保険料を引き上げざるを得なくなり、脱退者が増大し、失業しても十分な給付を受けられない人が続出している。

政府は、求職活動をせずに手厚い失業保険を受給し続けるといったモラル・ハザードを防ぐために、失業保険給付を低くすることが新しい職を探すことの動機付けになると主張しているが、一番の問題は仕事そのものがないということだ。「スウェーデン・モデル」は産業構造の転換に合わせて、成人教育を充実させるなど積極的労働市場政策をとってきたが、政府はこれらの政策に関する予算も削減しており、失業しても再教育を受けることができず良い職を得ることができない状況にあるという。

とくにスウェーデンでは、EU の平均よりも若者の失業率が非常に高いにもかかわらず（**図表 17**）、政府は若年労働者への対策を何らとっていない。成績の悪い子どもたちは最初から労働市場に入ることができず、成人教育もかなり削減されている状況では、仕事を得るための再教育を受けることも難しくなっており、将来に禍根を残す深刻な事態となっている。

⁴ 湯元健治、佐藤吉宗 前掲書 243 頁参照。社会保険料の一部から労働市場課徴金として各基金に補填してきたが、現政権はこれを大幅カットした。

図表 17 EU 失業率（25 歳以下）



(eurostat より作成)

（5）当方の質問と Helen Pettersson 議員の回答

（現在政府が実行している産業・雇用政策について、社会民主党はどのように考えているか。）

2006 年の選挙において、穏健党をはじめとする右派政党は、社会民主党が実施すると掲げたこと全てについてそれ以上のことを行うと宣言し、政権を獲得した。しかし、現政権は、これまで協同体的な考えに基づき長期間にわたり社会民主党が築いてきた産業・雇用政策について非常に厳しい決定を行っている。所得税などの大幅減税を実施する一方、学校教育や保育などに力を入れていないことは明らかである。

（社会民主党はどのような思想に基づいて世界に誇る社会福祉国家を築いてきたのか。）

社会民主党は、協同体的な考え方に基づき、インフラ、道路、建物、住宅等に対して投資を行うことにより、新しい職を創出するとともに、労働市場教育（職業教育や新しい技術の訓練等）を行うことで失業率の上昇にブレーキをかけることができると考え、社会づくりをしてきた。

現政権は社会民主党が築きあげた政策を大幅に修正し、むしろ反対のことを行っているが、大幅な減税効果によって国民から高い支持を得ている。

しかし、社会民主党は 2010 年の選挙で 25% の支持を得ており最大の党であること、特に 18～24 歳までの若者で社会民主党を支持する人は 56% もいることから、重要な役割を課せられていると考えている。

(スウェーデンはみんなが働くことを基礎とした社会モデルを掲げ、そのためにいつでも勉強し直すことができるよう成人教育についても熱心と聞いている。現政権は、最近、産業転換を図るうえで重要な高等教育の機会を減らし、積極的労働市場政策を後退させているようだが、これについて社会民主党はどう考えているのか。)

現政権は、大幅減税を行った結果、財源不足により積極的労働市場政策である成人教育を縮小している。社会民主党はこうした動きには反対の立場であり仕事に直結する労働市場教育に力を入れ、失業率の上昇にブレーキをかけるとともに、子どもの頃からの政治教育を充実させ、物事を正しく判断する力をつけることができるようにすることが大切であると考えている。

(2006年の総選挙で穏健党をはじめとする中道保守政党が政権に就き、減税は行うものの社会保障の大幅削減をしないことを公言していたが、実際減税した分、社会保障の質は低下していないのか。現在の社会福祉国家を築いてきた社会民主党からみて現政権のこれらの施策をどのように考えているのか。また、現政権の政策は国民の理解を得ているのか。)

現政権が行った大幅減税により、財源不足となり、学校教育や保育等公共サービスの質は低下している。社会民主党がこれまで築きあげてきた高福祉社会をなし崩すような現政権の政策には反対の立場である。しかし、なぜ現政権が国民から高い信頼感を得ているかと言えば、社会民主党が掲げた政策以上のことを行うと宣言するとともに、大幅減税を行い、国民一人ひとりのお財布にプラス何千 SEK が残るという減税効果をアピールしているからである。

おわりに

スウェーデンは、高福祉・高負担の国として、福祉や社会保障が手厚い一方で、税金や社会保険料など国民負担も極めて高い国である。しかし、それはスウェーデンがもつ一面にしかすぎず、高福祉・高負担を支えるために、失業や企業倒産が当たり前とする厳しい競争社会でもあり、OECD 諸国の中でも高い国際競争力を保持している。また、高福祉といえば、「大きな政府」と思われるが、持続可能な制度とするため 1990 年代のはじめに、通信や鉄道、航空などの分野で規制が緩和され、医療や教育で民間企業の参入が認められたほか、所得税の最高税率や法人税は大幅減税、相続税も廃止されており、GDP に占める政府支出はかつての 7 割から 5 割へ縮小し、小さな政府へと移行してきている。

しかし、スウェーデンが大きな政府と経済成長を両立させ、今日の成功を収めたのは、国際競争力を高めていくために全員参加型の労働社会を築くとともに、それを支えるために公共サービスを充実させ、公共部門自体が雇用を生み、現役世代に重点を置いた社会保障によって労働力の強化につなげており、それが国の成長力を促し、また公共サービスや社会保障に還元する、といったプラ

スのサイクルであり、めざすべき先例としたいところである。

特に、わが国は、世界最速で高齢社会に突入し、労働力人口が減少していくなかで、これからの社会保障をはじめとする公共サービスをどうするのかということが問われているが、スウェーデンのように全員参加型の労働社会を実現し、みんなで分かち合い、豊かになっていくという道を歩んでいく必要がある。その際に鍵となるのは、人々の生活を支える公共サービスを拡充していくことである。

また、「はじめに」でも掲げた、高い税負担にもかかわらず公共サービスに対してなぜ国民合意がとれているのかという点については、国からの一律のサービスではなく、住民参画のもとで、自治体毎に必要なに応じて受益と負担を天秤に掛けて選択する仕組みとなっていることから、本当に必要なサービスが提供され、国民が公共サービスの充実を実感することができているからであり、受益実感が得られることが高負担への理解につながっていることがわかる。

同時に、住民および労働者というコミュニティーや組織の構成員が、意思決定に積極的に関与できる仕組みや、議員や政治が身近にあり、政治の透明度が高く信頼が厚いことも、高負担への理解に寄与しているといえる。

わが国では、二院制の下において、与党が参議院で多数派を確保できない「ネジレ国会」となっていることが大きな原因となって政治的混迷が長期化し、わが国が直面している喫緊に解決を要する財政再建、社会保障の再構築という最重要課題への対応が滞っている。そのため、国民の政治や行政に対する信頼は失われ、国民は将来への不安感を募らせている。

二院制とネジレという選挙制度上の課題は置くとして、わが国においても、受益と負担の明確化、制度・政策の実施における公平性と透明性の確保を図り、国民の公的部門に対する信頼を取り戻すことこそ、公共サービスの充実への第一歩である。社会保障をはじめとする公共サービスを担う公共部門の労働者と労働組合の役割は大きい。組合員が担っている業務について、丁寧に説明責任を果たしながら、必要とする国民に良質な公共サービスを確実に提供できるよう、いっそう取組みを強化していく必要がある。

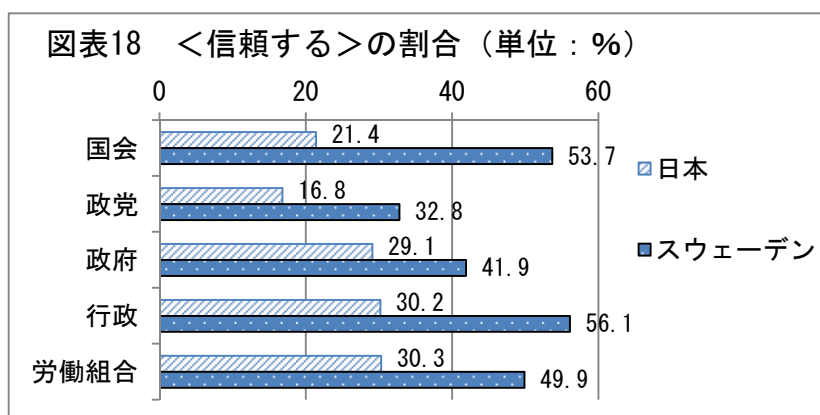
二、消費者生活協同組合連合会について

はじめに

今回の調査では、社会政党及び国民生活を支える公共サービスを担っている地方公務員組合に加えて、国民自身の協同組織である消費者生活協同組合連合会KF(Kooperativa Förbundet)を訪問し、話を聞いた。

日本では、普通の国民・市民にとって、政治・政党や行政・公共サービスは、自らの存在から見たとき外在的に受け止められる傾向が強く、否定的な見方が少なくないが、スウェーデンにおいては、国民・市民が自ら関与して作り上げてきたものであり、現在も、将来に向けてもそうあるべきものとして受け止められている。例えば、世界価値観調査⁵で「組織・制度への信頼」を見ると、以下の通りとなっており、スウェーデンの場合、日本に比べて国会や行政を信頼しているものの割合が多い。なお、調査時点でスウェーデンは社会民主党政権、日本では自公政権（小泉内閣）であった。

スウェーデンでは70年代後半から80年代初頭までと90年代初頭、そして現在を除いて社会民主党が政権の座にあり、現在の福祉国家としてのスウェーデンの姿を作り上げてきたのは間違いのないだろう。



図表19 組織・制度への信頼

（単位：％）

		非常に信頼する①	やや信頼する②	あまり信頼しない③	全く信頼しない	わからない	<信頼する>①+②	<信頼しない>③+④
国会	日本	1.1	20.3	51.2	19.7	7.7	21.4	70.9
	スウェーデン	4.2	49.5	39.1	5.0	2.3	53.7	44.1
政党	日本	1.3	15.5	52.0	23.2	8.0	16.8	75.2
	スウェーデン	0.9	31.9	57.6	7.7	1.9	32.8	65.3
政府	日本	1.5	27.6	47.1	17.6	6.2	29.1	64.7
	スウェーデン	2.4	39.5	46.3	10.8	1.1	41.9	57.1
行政	日本	1.3	28.9	47.4	14.6	7.8	30.2	62.0
	スウェーデン	2.8	53.3	25.8	3.4	14.7	56.1	29.2
労働組合	日本	1.6	28.7	40.8	9.2	19.6	30.3	50.0
	スウェーデン	3.6	46.3	37.9	8.4	3.9	49.9	46.3

（注）集計数は、日本1096人、スウェーデン1033人である。

⁵ World Value Survey; 5年ごとに実施。各国ごとに18歳以上の男女1,000サンプル、直近の調査は2010年に行われているが現在集計中であり、2005～2006年調査結果を参照（電通総研、日本リサーチセンター編「世界主要国価値観データブック」同友館、2008年9月刊）。

<http://www.worldvaluessurvey.org/>参照。

そしてそれは社会民主党のみならず、社会民主党を支持し、友好関係にある様々な団体の運動が相まった結果であった。岡沢⁶は「参加民主主義の制度リスト一覧表」に 27 項目を挙げており、その最後が「参加デモクラシーの学校＝フォーレーニング förening（結社・団体・協会・NGO/NPO）」であり、「スウェーデン社民党統治システムの特徴の一つは理念追求型国民運動の積極的活用（国民図書館運動、国民学習運動、国民公園建設運動など）」と「経済的フォーレーニング」だという。後者は、「経済活動を通じてメンバーの経済的利益の実現をめざす団体」であり、「消費者生活協同組合 KF、住宅協同組合、借家人協会 HSB、生産者協同組合」、「高齢者コーポラティズム型共同住宅組合、勤労者コーポラティズム型幼稚園組合」が該当するという。

われわれが訪問した KF は、後者の中で最も有力な存在と位置付けられる経済主体であり、現在のスウェーデン経済社会の形成に大きな役割を果たしてきたこと、そして今後もそうであるに違いない。

1. KF の歴史

（開拓者の時代－1844～1920－）

われわれが訪問した際、対応してくれた国際担当の Staffan Eklund さんが話してくれたことや当日配布の資料に基づいて、生協⁷運動の歴史を紹介することにより、スウェーデンの生協運動を貫いている精神や理念、そして引き継がれてきた伝統を辿っておきたい。

「スタート時点ではイギリスからの影響が強かった」ということであり、そのイギリスでは、生協の歴史は 1800 年代に始まり、1844 年にマンチェスター近郊に協同組合（店舗をどう作るかということが書かれたという点で初めてとの由）が作られたが、スウェーデンでは 1850 年に初めて作られ、この 50 年代に多くの協同組合が作られた。その背景には、当時、スウェーデンがヨーロッパの中で最も貧乏な国であり、食べることができず、飢え死にしないように多くの人々がアメリカに移民した⁸ということがあった。Staffan さんの話では、その当時は、食料品の売買はあまりなく（農民の割合が高かったということだろう）、食料品店の数も少なく値段も高かったことから、消費者自らが食料品を買い付けて独自の店で売ろうというアイデアが生まれたのだという。しかし、消費者にはお店をやるという経験もなかったことから、短期間で多くの店が潰れてしまい、生き残った協同組合の店が、連合体を作って、店のスタッフや経営者を教育しなければいけないということに気づき、1899 年に協同組合連合会 KF の結成に至った。

⁶ 岡沢憲英「スウェーデンの政治」東京大学出版会、2009 年 3 月刊。31-34 頁参照。

⁷ 文脈に応じ、協同組織、協同組合、生協、共同体などの表記を取っているが、通訳の表現等も踏まえたものであり、明確に使い分けているわけではない。

⁸ いわゆる「ジャガイモ飢饉（Potato Famine）」の影響をスウェーデンも受けたということであろう。1845 年から 1849 年の 4 年間にわたってヨーロッパ全域でジャガイモの疫病が大発生し、壊滅的な被害を受け、とくにアイルランドからは大量のアメリカ移民が行われた。

（産業化の時代－1920～45－）

KFを結成することで共同購入が可能となり、値段も下げられるようになると、反面、個人の店が協同組合に反対し、排除の動きを強めるようになった。生産者獲得競争となり、1908年にマーガリン・カルテル紛争が生じるなど、協同組合は産業（生産）部門と対立を生むことになったという。そして、結局、KFはマーガリン工場（1921年）、製粉工場（1922年）等を買収するなど生産の分野にまで進出することになった。この時期に大きな工場を次々と買収し、近代的な大規模な食料品等の生産に参入し、産業生産の部門でも力を持つことになったという。

この時期には、アルビン・ヨハンセン⁹という生協運動の著名人が登場する。彼は、KFの理事長を1924年から1959年までの間、務めることになるが協同組合の考え方を広め、上記の工場買収を行い、この間にKFは非常に強くなったという。

（黄金の時代－1945～73－）

第2次世界大戦が終わると、KFはアメリカの食料品店に学び、最初のスーパーマーケットを1947年に開店した。その時初めて、お客が欲しいものを棚から自分の手で取り、籠に入れる購入方法（セルフサービス）を採ったという。あわせて1956年にはデパート（百貨店）という考え方を取り入れた店が登場し、1963年には最初の大規模店舗（Hyper Market）が開店した。Staffanさんによれば、当時はまさにスウェーデン人が自動車を使い始めた時期であり、人々は自動車で出かけ、大量の買い物をして持ち帰るようになったという。

この時期に、生協は食料品小売りの分野でリーダー格となって、スカンジナビア地方¹⁰でも指折りの大規模事業体に成長したということだ。

（停滞の時代－1973～2006－）

この時代は、いわゆるオイルショック（第1次1973年、第2次1979年）により石油価格が高騰して物価が上昇する一方、景気も悪いといういわゆるスタグフレーションの時代であった。スウェーデン経済も停滞の時代となり、生協の売り上げも落ち込み、成長が止まった。

その背景には、経済社会全体が不況に落ち込んだことだけでなく、生協固有の問題があったという。例えば、旧態依然たるデパート経営のあり方に固執したことや、様々な事業を拡大した結果、それぞれの分野をコントロールするこ

⁹ Albin Johansson (1886-1968) 自由貿易を信奉するとともに、独占やカルテルについて価格引き上げの元凶として批判し、マーガリン、製粉、ゴム、キャッシュレジスター、磁器、電球などの生産工場を買収し、カルテルの破壊と価格引き下げ実現に貢献した。

http://sv.wikipedia.org/wiki/Albin_Johansson 参照。

¹⁰ スウェーデン、ノルウェー、デンマークの3か国をいう。なお、ノルディック地方（北欧）は、これにフィンランド、アイスランド、グリーンランドが加わる。ヒアリングの際、配付された資料では”Norden（北欧）”と表記されているが、通訳は「スカンジナビア」としたことから、ここではこれになった。

とが非常に難しくなったことである。さらに、KFが70年代、80年代に行った多額の借金に対する利子が高騰し、利子を支払うために事業の相当大きな部分（生産工場）を売却しなければならなかったことである。その結果、KFはその原点に戻ろう、食料品の売買を中心にしようということになり、経営の健全化が図られたという。

また、90年代末にはグローバリゼーション¹¹が進み、スウェーデンに外国資本の小売業が進出してきた。そこで、グローバリゼーションに対抗し、①協同組合の大規模化による購入価格の引下げ、②一層合理的な店舗運営を狙って、スカンジナビア地方の生協が連合し、2000年にスカンジナビア生協を結成した。しかしながら、デンマークではうまくいったものの、スウェーデンでは所期の目的を実現できなかったという。その理由は、それぞれの国により生協経営主体や顧客の考え方が違っていたことであった。連合を作って、それを運営する中で初めてその違いに気づいたのだという。

（新しい時代－2007～現在－）

そこでKFは、2007年にスカンジナビア連合から離れ、国内に戻るようになった。あわせて、スウェーデン国内における事業活動について、経済的に合理的な方法に改めていったという。要するに「節約」である。

その結果、2008年には20年来初めての利益を上げることができたという。そして、2009年に新しい物流システムを導入するとともに、2010年1月から会員に対する利益分配方法を変えている。購入金額に応じて最高5%の配当（後述）を行うことにしたのである。

以降、赤字に陥ることなく利益を計上しているということである。

2. 組織と事業内容

（組織と会員数）

KFは会員が所有する組織であり、会費は1年間で100SEK（約1,100円）で、「MedMera」と称する会員証¹²をもらう。44の共同体（単位生協）で構成されているが、そのうち39の共同体が自前の店舗を持ち、5つはKFが経営する店舗がある地域の共同体となっており、ストックホルム（608,751人）、スベア Svea（588,291人）、バスト Väst（353,770人）、ソリダーSolidar（340,720人）、ノーロート生協会員 Norrort Coop Members（65,884人）で、規模が大ききところである。最も会員数が少ないところは173人であり、会員数の合計は3,144,975

¹¹ 社会民主党はグローバリゼーションに反対していない。むしろそれを受け止めながら、スウェーデンの競争力の強化によって受け止めていこうという立場であり、いわゆる斜陽産業の救済は行っていない。

¹² 関連銀行のMedMera Bankが発行しており、キャッシュカード機能があり、クレジット一体型カードもある。会員価格・割引を受けることができ、購入金額に応じて1～5%の値引きを受けられる。なお、追加の家族カードは無料。<http://www.coop.se/MedMera-kortet/>参照。

人（2010年）である。スウェーデンの人口は9,428,054人（2011年3月）であるので、国民の3分の1¹³がKFの会員となっている。

（参加デモクラシー）

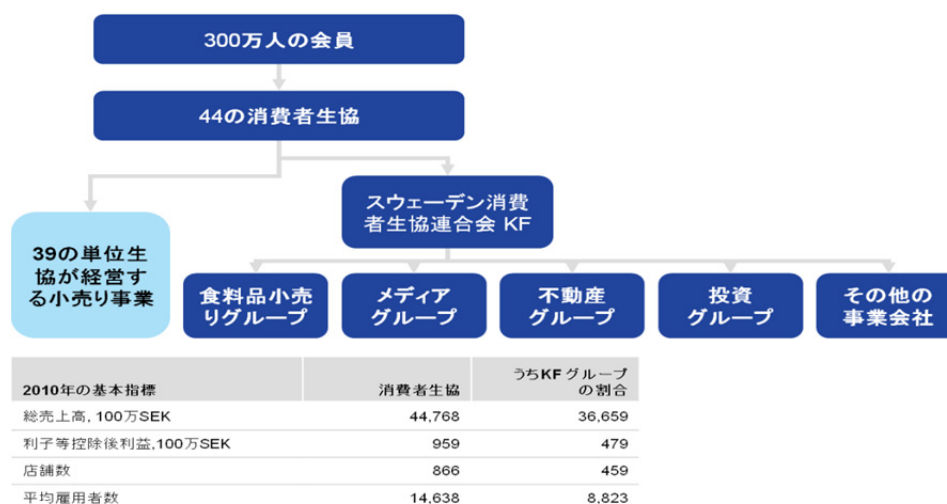
冒頭紹介したように生協は「参加デモクラシーの学校」でもあり、われわれが訪問した際、対応してくれたStaffanさんが話してくれたように「スウェーデンには100年前から協同組合法」があり、それに基づいて運営がなされている。

会員は①機関誌を受取り（100万部発行）、②集会に参加し（3～6万人）、③会議やオンライン投票で（4万人）、④3,800人の代議員を選出し、⑤400人が経営委員会を構成することを通じて、生協運営に参加している。役員会は12人であり、理事長を含む4人の理事が経営に当たっている。

（事業内容）

KFの組織と2010年の基本指標は次の通りとなっている。

図表 20 消費者生活協同組合 KF の組織



そして、KFの事業活動は図表21の通りとなっている。なお、記載はされていないが、林業についても大きな協同組合があり、とくに南スウェーデン地方では協同組合が主流になっているということだ。

また、育児（保育と就学前教育）は、この20年来大きく伸びている分野であり、老人福祉関係も同様だという。さらに「コンパニオン」という協同組合があって、協同組合形態の新事業を発足させるときの特例として国から補助金をもらえるが、その際、事業立ち上げの指導や支援を行っている。例えば、ITや設計の分野を中心にこの10年間に伸びてきているという話だ。

¹³ 代表投票権とも関わり、会員数には家族会員を含まないとすれば、これをはるかに上回ることになる。なお、日本生活協同組合によれば、日本における2010年度の組合員数は2,621万人（うち地域生協1,895万人）、世帯加入率は全体で48.7%、地域生協35.2%。
<http://jccu.coop/info/pressrelease/2011/09/2600-33223991487-2010.html> 参照。

図表 21 消費者生協連合 KF の事業活動

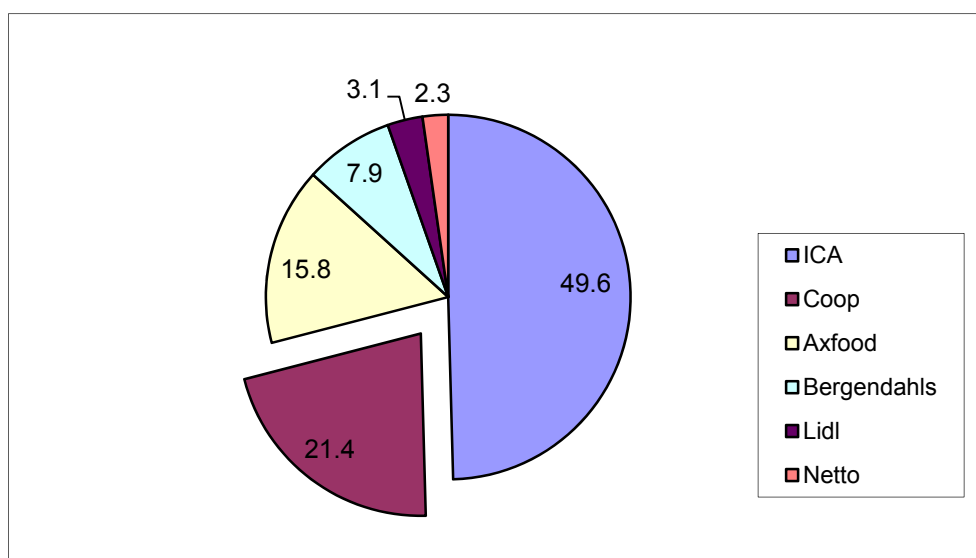
事業分野	事業主体の名称	市場シェア
・小売	KF と単位生協	21.5%
・ガソリン／自動車	OK	21%（ガソリン等）
・保険	Folksam（生協）	11%（生保）19%（損保）
・住宅	HSB と Riksbyggen	～8%
・農業	LRF とその単位組合	-
・葬祭	Fonus（生協）	30%
・育児	各地方生協	-

（スウェーデンにおける小売業）

事業の中心は小売業であることから、スウェーデンにおける小売業の実態を見ておこう。

先に見たように消費者生協の店舗数は 866 となっているが、スウェーデンの総人口が 1,000 万人に満たないことに鑑みれば、相当多い店舗数と言えよう¹⁴。

図表 22 主要食料品小売事業者の市場シェア 2010 年（%）



主要食料品小売事業者の市場シェアは前ページの図のとおりであり、ICA¹⁵がほぼ過半を押さえ、生協は 21.4% で 2 番目に付けている¹⁶。

¹⁴ 日本の生協店舗数は総計で 2,716、うち地域 1,161、職域 1,555 である。前記脚注 7 のリンクを参照のこと。

¹⁵ 個人店舗のオーナーがその株式を所有しているが、株式の半分はオランダ企業であるアホールド社が所有している。

¹⁶ 生協のシェアは、2006 年から 2010 年まで 21.7%、21.4%、21.4%、21.5%、21.4% と安定している。

3. 当方の質問と Staffan Eklund さんの回答

(なぜ、スウェーデンでは協同組合活動が盛んなのか。)

それは難しい質問だ。既にお話ししたように 1800 年代は非常に苦しい、貧乏な時代であり、その時代に人々は自分の人生について、もっと良いものにしたと誰もが考えていた。それで"folkrorelse"、人々の動き(運動)、すなわち草の根運動が起こった。1800 年代の危機の時期において非常に大切な言葉だが、「誰もがともに仕事を行い、自分たちの生活をよくしていこう」という運動だった。

生協の共同で何かをやろうという運動が始まったのと同じ時代に労働組合が作られた。一人の力では足りない、労働者の立場をより良いものにするための運動が始まった。それと同時に生活協同組合の思想、運動が広まった。

この国民運動と同時に進んだのがアルコール反対運動だった。アルコールは、その当時、非常に大きな社会問題になっていた。雇用者は、労働者を低賃金で雇い、アルコールを与えてアルコール中毒にして文句を言えないようにしたわけだ。それでアルコール反対運動¹⁷になった。

生協の中でも非常に大きな国民運動が起こった。スポーツについても、一般の人々が参加できるようにしようということで、スウェーデンではいまでも一般の人がコーチになったりしている。

草の根の人々の考えからはじまり、その人々が個々に決定権を持っているということを大切にしている。そういう意味で、スウェーデンでは、例えば共同体(協同組合)が非常に多いのではないか。自分たちが興味を持っている活動に対して、個々の人々の決定を促し、個々の人々の考え方を推し進める活動を行うタイプの共同体が多い。

(なぜスウェーデン国民は高い租税・社会保障負担を受け入れているのか。)

スウェーデンの公共部門や国が行っている事務・事業に対して、買収(汚職)などはほとんどない¹⁸。そういう意味で信頼感が非常に高い。税金に関して国民の間では、いつも議論されている。どのぐらいの負担を担うことができるのか、世界で最も高い割合の税金を納めているが、これ以上高くはならないだろうという話をしている。

¹⁷ 「1936 年に P.ヴィセルグレンがスコーネ地方のヴェステルスタッドで禁酒協会を結成することで、禁酒運動が本格的にスタートした。この運動組織がスウェーデンの NGO/NPO 運動の出発点のようである。」岡沢前掲書、34 頁。

¹⁸ 図表は省略するが、OECD の”Society at a Glance 2011”による汚職指数(Corruption Index)を見ると OECD 平均が 56 に対し、デンマーク 15、フィンランド 17、スウェーデン 20 などと北欧諸国は極めて低い。なお、日本とアメリカは 67、ギリシャは 89 である。

http://www.oecd.org/document/24/0,3746,en_2649_37419_2671576_1_1_1_37419,00.html 参照。

(生協運動の目標は何か。)

会員に対し、経済的な利益を生み出すことだ。良い値段で、良い製品を会員が買うことができるようにすることが目標だ。

また、持続可能な消費をする、環境に優しいということであり、環境を侵さず、生産や労働分野においても、持続可能という考え方でやっていくということだ。生協の店ではエコロジー的に生産された製品の割合が他の店に比べ、最も大きくなっている¹⁹。スウェーデンの消費者たちは2011年にもっとも持続可能な商品を売っている店(注)という賞をKFに与えている。

(注)

全国の3,000名が「最も持続可能なブランド(The Most Sustainable Brand)」をオンラインで回答した結果は以下の通りとなっている(150のブランドから選択。10位まで掲載)。

1. Coop	生協
2. ICA	食品小売り
3. Volvo	自動車等
4. Arla	食品
5. Ikea	家具
6. Lantmännen	農業・食品・エネルギー
7. SAAB	自動車等
8. Skånemejerier	酪農製品
9. Systembolaget	酒・飲料
10. Bilprovningen	自動車検査・整備

¹⁹ スウェーデンでは食料品、非食料品に分けた表示がなされており、生協全体で見ると食料品では有機・エコラベル(Organic/eco-labeled)5.8%、公正貿易(Fair trade labeled)0.4%、Keyhole labeled(北欧諸国における健康食品<Healthy Food>共通表示)18.5%、地産食品(Food from the Region)5.4%、非食料品ではエコラベル15.0%となっているが、生協以外の店舗の取り扱い実態は不明である。

おわりに

「はじめに」で触れたように現在のスウェーデン型福祉社会は、社会民主党を中心として様々な団体が協働する中で形作られてきた。生協運動はその環の中で大きな役割を果たしてきているし、今後も果たしていくことになるのだろう。スウェーデンにおいてさえ、昨今は公立学校の民営化が進められ、弱者に対する教育が蔑ろにされていることが問題視され始めている。生協のヒアリングでは、協同組合が育児（保育と就学前教育）、そして高齢者福祉（介護）に大きな役割を果たすようになりつつあるということ伺った。日本においても、保育や介護については公務部門以外の民間企業を含む事業体が大きな役割を果たしており、公務部門が直接果たす役割は縮小されつつあるのが実態である。

とはいえ、公務部門は、そうしたサービスがきちんと提供されるようコーディネーターとして、あるいは責任ある政策当局としての役割を果たしていかなければならないのは当然のことだろう。

このことを確認した上で、日本でも協同組合という組織や事業のあり方がもっと議論され、活用されてもよいのではないかと思うし、それは急激な超高齢社会への移行に当たって重要な位置を占めるべきではないだろうか。

ところで、スウェーデン型福祉社会を形成してきた社会民主党は、2006年の選挙で敗北して下野し、いま今回の選挙で雪辱を果たすべく、取組みを強化しつつある。「明日のスウェーデンに向けて（A Sweden for tomorrow）」（2011年3月特別党大会）において、より多くの若者を惹きつけるために特別の注意を払うことを選挙に向けた任務として掲げている。

日本においては「絶望の国の幸福な若者たち」（古市憲寿、講談社、2011年9月刊）が話題となり、海外におけるような若者の反乱は起きていない。しかし、このまま行けば日本の未来は、諸外国に劣ることなく、若者にとって希望なき憂鬱なものになりかねない。

生協運動は、そうした若者たちが協働し支え合っていくためのひとつの「参加デモクラシー」の学校として期待できるのではないだろうか。スウェーデンのように、生協組織が育児や介護にも進出し、質の高い雇用を生みだし、日本における福祉社会の有り様を変えていくことを通じて日本の未来を構想していくことを展望したいものである。

Ⅲ スウェーデンの基本的事項

具体的な出典の記載がないものについては、主に「スウェーデン・パラドックス」湯本健治、佐藤吉宗／日本経済新聞出版社／2011年8月3日（以下、「スウェパラ」と略）を参照した。

1. 人口、面積、通貨

面積450,000平方km(日本の1.2倍)、2012年4月30日時点の人口は9,500,478人(2012年の日本の127,627,000人と比較し1/10以下)。1995年にEUには加盟しているが、2003年9月、ユーロ導入は国民投票で否決しており、通貨はスウェーデン・クローナ(1SEK=約11円 2012年6月25日現在)である。

2. 主な産業

ライフサイエンス、環境、ICT(情報通信技術)、材料科学等の分野で、高い国際競争力を維持している。

経済活動別粗付加価値の構成比を見ると、卸売・小売業、飲食店、ホテル業、運輸・倉庫・通信業、その他の経済活動が2010年で71%(日本は70%、総務省統計局「世界の統計2012」調べ)で、第3次産業の割合は日本と同水準となっている。

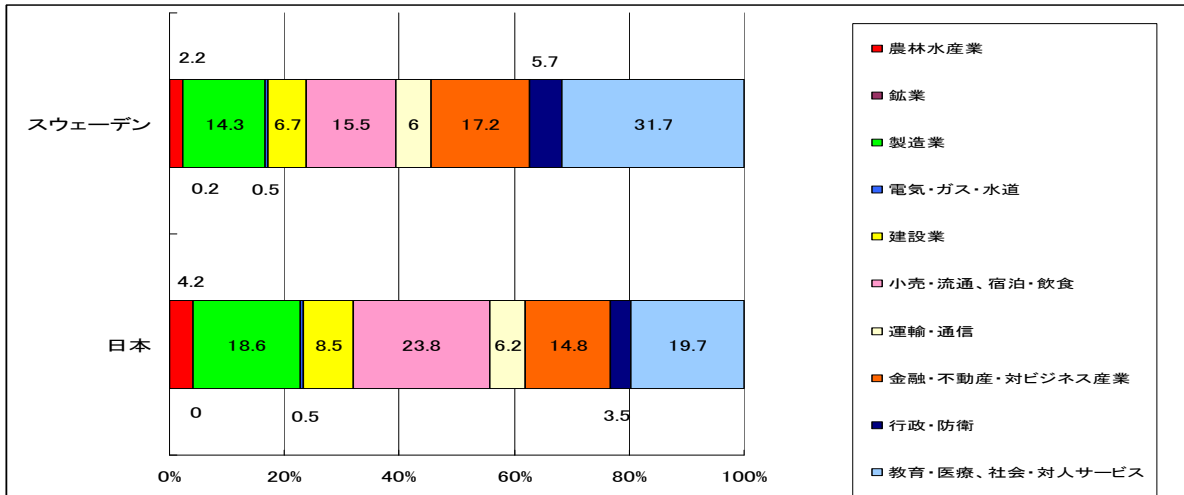
人口が少なく国内市場規模が小さいスウェーデン経済は、高い技術力を背景とした高付加価値製品の輸出によって支えられている。GDPで見た財・サービスの輸出比率は50%(日本は15%、2010年世界銀行調べ)で、輸出の占める割合は大きい。主要な輸出貿易先はEU諸国60.8%(なかでもドイツ、デンマーク、イギリス、フィンランドの割合が高い)。輸出品目は、自動車を含めた機械、鉄鋼、携帯電話や電話網設備などの通信機器、豊富な森林資源を利用した木材・紙パルプ、医薬品などが中心となっている。

3. 雇用構造

スウェーデンの労働力人口は496万3,000人で、全人口の約半分を占める。第3次産業従事者の割合が最も高く76.3%、特に、医療・福祉・教育、公務などの対地域・社会・個人サービスが占める割合が高い。

失業率は全体で8.1%(2012年5月)、15~24歳に限ると28.0%(同)となっている。

◆ 日本とスウェーデンの就業者の産業別構成比の比較（2008年）



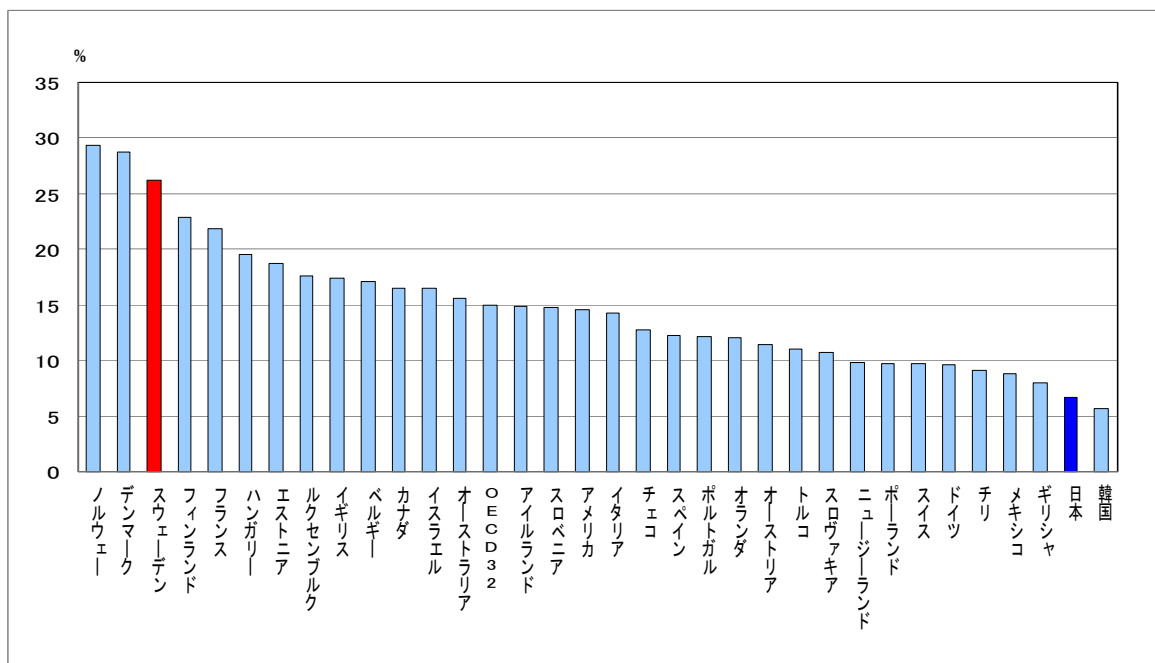
（「スウェーデン」80頁図）

◆ 日本とスウェーデンの就業者の部門別割合（2008年）

	日本	スウェーデン
民間部門	93.0%	68.0%
公共部門	7.0%	32.0%
中央政府	0.6%	5.4%
都道府県	3.4%	6.1%
市町村	2.9%	20.5%

（「スウェーデン」80頁図）

◆ 労働力に占める一般政府部門における雇用の割合（2008年）



（OECD「Government at a glance 2011」）

4. 労働組合と賃金システム

(1) スウェーデンの労働組合

職能別・業種別に組織されており、組織率は69%（2009年）。主な組合は下記の通りで、ブルーカラー系、ホワイトカラー系、大卒者系の三大労働組合連合の傘下に各単位組合が組織されている。

LO（ブルーカラー）170万人

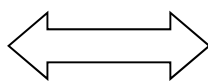
建設労働者組合
電気工組合
不動産管理業労働組合
林業労働者・印刷工組合
地方公務員組合
ホテル・レストラン従業員組合
塗装工組合
金属工組合
運輸業労働者組合、他

TCO（ホワイトカラー）120万人

教員組合
警察官組合
保険業従業員組合
小売流通・製造業組合
医療従事者組合
国家公務員組合
地方公務員組合、他

SACO（大卒者）60万人

法律・経済専門家組合
エコノミスト組合
作業療法士組合
理学療法士組合
大卒国家公務員組合
エンジニア組合
医師組合
大学教員組合
校長組合、他



業種・職能別のそれぞれの労組と経営団体が個別に団体交渉を行う。

Svenskt näringsliv
(スウェーデン企業連盟)

小売・流通業
林業
医薬品業
建設業
サービス業
食品加工業
運輸業
製造業
繊維業、他

スウェーデン自治体連合会
政府系雇用者庁

(2) 賃金決定の仕組み

同一労働・同一賃金の原則

LOとSAFの代表による中央交渉により、その年の労働協約が締結され、これを踏まえて、それぞれの産業別の協約が結ばれ、さらに企業毎の協約が結ばれる。それぞれのレベルの交渉においては、経営者側は中央協約より賃金を上げないように、また労組側は下げないように努力し、結果的に中央協約と同レベルの額で妥結する。これにより、企業や産業が異なっても、ほぼ同じ水準の賃金が同職能・同職階・同勤続年数の従業員に支払われる。

この原則のもとでは業績を上げられない企業や産業は給与の支払いに苦勞し、倒産・廃業、縮小に追い込まれることとなる。しかし、スウェーデン政府はこれを救済する手段はとらず、生産性の低い企業や産業を整理・淘汰し、あふれ出た労働力をより生産性の高い産業や成長企業に移動させるよう、失業者に対して公的な職業訓練を通じた再教育を行い、職業紹介により業種や職能を超えた転職をさせて、円滑な構造転換をはかっている。企業・産業の競争力を高め、経済全体の効率性や成長率を高めていくことをめざしている。

5. スウェーデンの地方政府の仕組みと役割

公共サービスの多くは地方自治体が行っている。地方自治体には、ランスティング（県）とコミューン（市）があり、地方行政を担っている。それぞれ管轄する行政領域が異なるため、両者は対等の立場にある。

ランスティング（21）

複数のコミューンを含む広域的な自治体で、主に住民の教育、医療、文化など広域的行政事務に責任を持つ。日本の県に似ているが、コミューンとは対等の関係にあり上位組織ではない。

医療サービス
地域の公共交通
インフラ整備
地域経済振興

コミューン（290）

基礎自治体で、福祉など住民の身近な行政事務に責任を持つ。日本の市町村に似ているが、課税権を持ち、より強い自治機能を持つ。

高齢者・障害者福祉
学校教育、保育
インフラ整備、都市計画
廃棄物処理、リサイクル
生活保護の給付

レーン（国の出先機関）

各種認可手続きや地域経済振興・地域発展計画、林野管理など

ランスティングの収入は、県税で賄われる部分が70%、地方交付金16%、利用者負担14%から構成され総額2,339億SEK。支出の9割を医療サービスが占めており、残りが地域交通やインフラ整備、地域経済振興、議会運営・議員報酬に充てられる。

コミュニティの収入は、市税で賄われる部分が66%、地方交付金12%、利用者負担22%から構成され総額4,756億SEK。支出先は、高齢者・障害者介護サービス約1,350億SEK、学校教育（小中高）約1250億SEK、保育サービス（就学前学校）約600億SEKが大部分となっており、残りが支出額が高い順に、インフラ整備、生活保護、経済振興、文化活動、難民受入・失業対策、議会運営・議員報酬に充てられている。

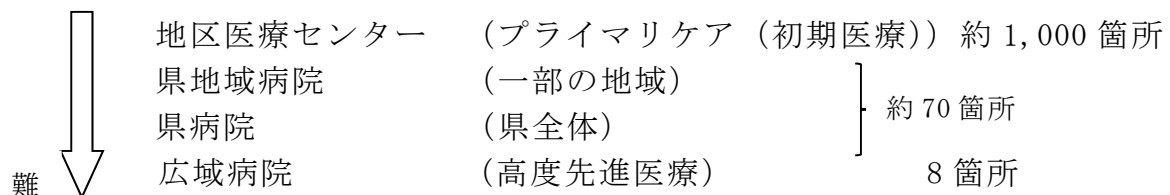
6. 公共サービスの概要

地方

ランスティングが医療サービスを、コミュニティが高齢者に対する福祉・介護サービスを管轄している。

(1) 医療

県税と利用者の自己負担を財源として、医療サービスの提供を管理・運営しており、医療機関にはいくつかの段階がある。



<配給制の医療サービス>

スウェーデンでは、軽度の症状であればまず自宅で療養し、アドバイスが必要であれば、ランスティングが提供する医療相談の電話窓口にかけると看護師が症状を詳しく聞き相談に乗り、診察の必要があると判断されれば、医師の診察を手配してもらおうというシステムになっている。緊急の場合には、救急病院に行くこともできるが、待ち時間は長い。これは限られた予算の中で住民が必要とする医療サービス提供の効率よく提供するという視点に立っているからである。

国際的にも医療サービスの質は高いが、治療や手術の種類によって待ち時間の長さが指摘されており、一部社会問題となったことから、2010年から①その日のうちに医療機関とコンタクトが取れること、②7日以内の一般医による診察、③90日以内の専門医による診察、④90日以内の治療・手術の実施、という「0-7-90-90ルール」が設けられている。

<診察料>

診察料や薬剤費の自己負担は低い。18歳以下の子どもは無料。

ex) ストックホルム県

(外来)

プライマリケア 150SEK/1回

専門医 320SEK/1回

※年間上限額は治療で900SEK、医薬品で1800SEKとなっており、それ以上の自己負担の必要はない。

(入院) 80SEK/1日

(2) 福祉・介護サービス

<高齢者福祉>

在宅介護サービス、施設入居者に対する介護サービス、ショートステイサービスなどがある。高齢になり身体の機能の低下に伴って介護サービスが必要になると、居住するコミューンに申請し、ニーズ判定員が要介護度を判断し、提供するサービス内容を決める。要介護認定の判断基準は、コミューン毎に異なるため、居住するコミューンで提供される介護サービスも異なる。

一般に、介護の必要がある場合も、できる限り在宅のままで介護サービスを提供すべきと考えられている。各種介護サービスを利用するときの自己負担額も各コミューンが独自に決めるため、全国でばらつきがあるが、コミューンが徴収できる自己負担額の上限は月1,696SEKとされている。

自己負担額を決める際には、住居費や介護サービスの利用料を払ったあとに手元に残る所得が、単身者であれば少なくとも4,787SEK、夫婦・同棲者であれば一人当たり少なくとも4,045SEKを下回らないように自己負担額を決めることが義務付けられている。

ex) ヨーテボリ市の自己負担額

在宅介護サービス 85SEK/時間

－食事の配達サービス 48SEK/1食

安全アラーム 85SEK/月

介護付特別住宅介護 1,696SEK/月

－食事 2,622SEK/月

－家賃 3,500～4,500SEK/月

国

外交、司法、防衛、警察などの純粋な公共財の提供に加えて、産業・労働政策などの経済政策全般、大学教育・科学研究支援などを管轄している。また、社会保障のうちでは、年金、失業手当、育児休業手当、疾病手当などの現金による社会保険給付や、児童手当・大学生手当などの定額の所得移転、低所得者のみを対象とした住宅手当などの社会扶助を受け持っている。さらに、ランスタイングとコミューンの行政活動に関する規定や枠組み、目標を

設定し、各々の自治体が目標に沿った行政活動をしているかを監督したり、大学、病院など個別施設の活動を監督する役割も果たしている。

(1) 失業手当

支給期間：失業してから最初の 200 日間は働いていたときの給与の 80%、それ以降は 100 日までは 70%に減額される。通常は 300 日(平日のみでカウントされるので 14 ヶ月に相当)で給付が終わるが、18 歳以下の子どもがいる場合には、さらに 150 日間の給付延長あり。

上限給付額：日額 680SEK (月額 14,960SEK)

最低保障給付額：日額 320SEK (月額 7,040SEK)

※失業前 12 ヶ月間にフルタイムで働いていた場合であり、これに満たない場合は、その割合に応じて最低給付額も減額される。

(2) 育児休業手当

16 ヶ月の給付期間のうち 2 ヶ月は夫婦の間で受給権を自由に譲渡することはできず、父親が育児休業を取らなければ給付が受けられない(パパ・クォータ制)。

給付期間：480 日 (16 ヶ月)

給付額：最初の 13 ヶ月間は働いていたときの給与の 77.6%。残りの 3 ヶ月は所得に関係なく一律日額 180 SEK。

上限給付額：日額 914SEK (月額 27,419SEK)

最低保障給付額：日額 180SEK (月額 5,400SEK)

(3) 疾病手当

病気やケガのために職場を欠勤する場合には、欠勤の 2 日目から支給。

給付期間：最大 364 日間。ただし、その時点で入院していたり集中的な治療が必要な場合には、最大 550 日間まで延長されるが、手当の支給額は過去の給与の 72.8%に減額。

支給額：2～14 日目までは雇用主負担で給料の 80%支給。15 日目以降は社会保険事務所から給料の 77.6%支給。

最大支給額：日額 685SEK (月額 20,564SEK)

最小支給額：月額 8,480SEK

(4) 労災手当

労働災害を受けずに仕事を続けていれば得ることができであろう給与と現在の給与の差額を支給。ただし、支払額の上限は年間 318,000SEK。

7. 税制、社会保険料、年金の概要

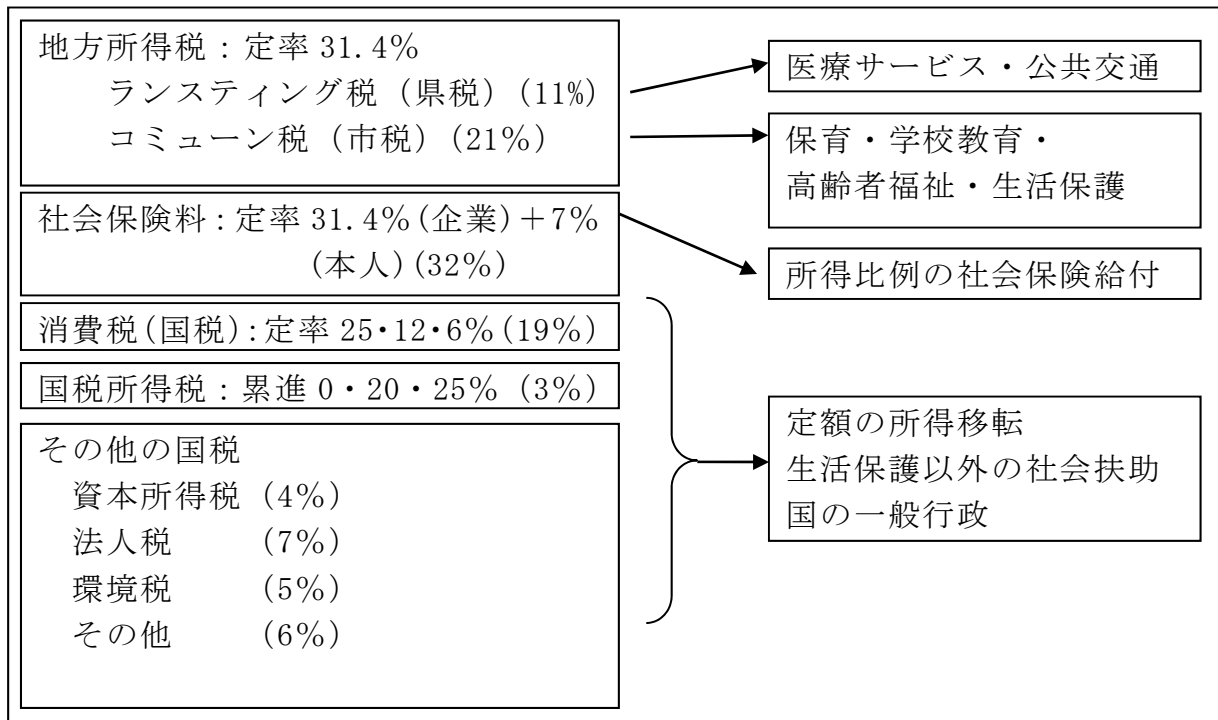
(スウェーデン大使館 HP、JETORO HP、「スウェパラ」より)

スウェーデンの税負担や社会保障負担の大部分は、低所得者にも高所得者にも一定の率で課せられるフラットな定率負担となっている。

(1) 税制

完全な個人課税で扶養者控除のような制度はない。基礎控除額は年間 18,200SEK。

◆ スウェーデンの税制



※（ ）内の数値は、国・地方全体に占める割合。各税の税収割合を合計すると 100%を超えるのは、所得税の控除分が国税から納税者に償還されているため。

（「スウェパラ」213 頁図）

○ 地方所得税（日本の住民税に相当）

収入の多少に関わらず、約 30%の地方税がかかる。地方税は住んでいる コミューン（市町村にあたる）によって異なるが、大体 26%から 35%の間。

年収 18,200SEK（約 20 万円）を超えれば地方所得税の課税対象となり、年収 18,200 から 55,400SEK（約 20 万円～61 万円）は軽減税率 7%、それ以降 116,400SEK（約 128 万円）までは 24%弱の軽減税率が課せられ、それを超えるとランスタイニング税と コミューン税を合わせた地方税率はほぼ全額課せられる。

給与所得だけでなく、年金や社会保険給付も地方所得税の課税対象となっている。

○ 国税所得税

所得が多くなると国税が加算される。2009 年は年収が 384,600SEK (約 423 万円) までは非課税だが、384,600SEK から 545,200SEK (約 600 万円) までは 20%、545,200SEK 以上には 25%の国税が、その超えた分に加算される。

○ 消費税

消費税率は一般に 25%である。ただし例外もあり、食料品、ホテル代、交通費などは 12%、書籍や新聞など、スポーツや文化事業に関わる一部商品 (入場券など) やサービスに対しては 6%、医療、福祉、教育などの公共サービスは非課税となっている。

○ 法人税

26.3% (2009 年 1 月 1 日より)。

cf) 各国の法人税率 (抜粋) (%)

アメリカ	35.0
フランス	34.4
オーストラリア	30.0
日本	30.0
イタリア	27.5
イギリス	26.0
カナダ	16.5
ドイツ	15.825
アイルランド	12.5
スイス	8.5

(OECD Tax database 2011)

(2) 社会保険料

被雇用者 (雇い主) 31.42%、自営業者 28.97%の保険料率となっている。これには、年金保険料 (公的年金、遺族年金) のほか、育児休業保険 (両親保険)、疾病保険、労働市場課徴金 (失業保険のための財源) ※₁、労災保険、一般給与税などの各種保険料が含まれている。

また、この雇い主負担とは別に被雇用者自らが年金保険料の 7%を負担することになっている。ただし、この社会保険料は全額が所得税から税額控除されるため、事実上は社会保険料の個人負担はゼロとなっている。

スウェーデンの社会保険料負担 (％)

		被雇用者	自営業者
事業主	疾病保険	5.95	6.04
	育児休業保険	2.20	2.20
	公的年金	10.21	10.21
	遺族年金	1.70	1.70
	労働市場課徴金	4.65	2.11
	労災保険	0.68	0.68
	一般給与税	6.03	6.03
	合計	31.42	28.97
個人	公的年金	7.00	7.00
	合計	7.00	7.00

(「スウェパラ」224頁)

なお、スウェーデン国内の外国企業に勤務する外国人幹部社員、専門家にはスウェーデンでの勤務開始後3年にわたり課税対象所得の25%が減免され、雇用主もその外国人専門家に対する社会保障費用の拠出額算出基礎額を25%減額することができる。このほか、スウェーデンから他国への業務出張旅費、年2回を限度とする母国への出張旅費、および子女の国際学校における授業料を所得控除することができる。

- ※1 スウェーデンの失業保険組合は、労働組合が業種・職能別に管理しており、任意加入となっている。加入者は毎月給与から保険料を納めるが、その保険料だけでは失業保険の財源として足りないため、国からの補填を必要としており、労働市場課徴金が充てられる。

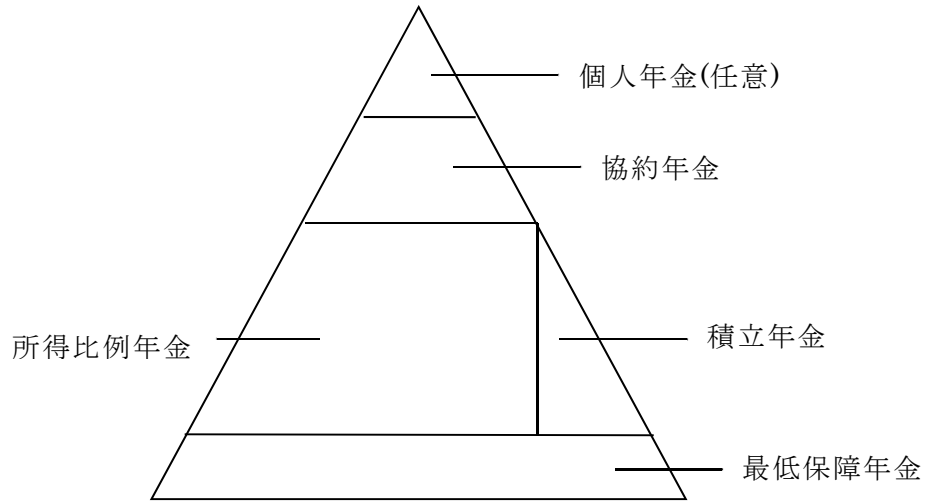
(3) 年金

公的年金制度は、所得比例年金・積立年金からなっている。さらに、国税を財源とする最低保障年金が設けられている。保険料は給与の18.5%に相当し、このうち16%が所得比例年金に充てられ、残りの2.5%が積立年金に充てられる。

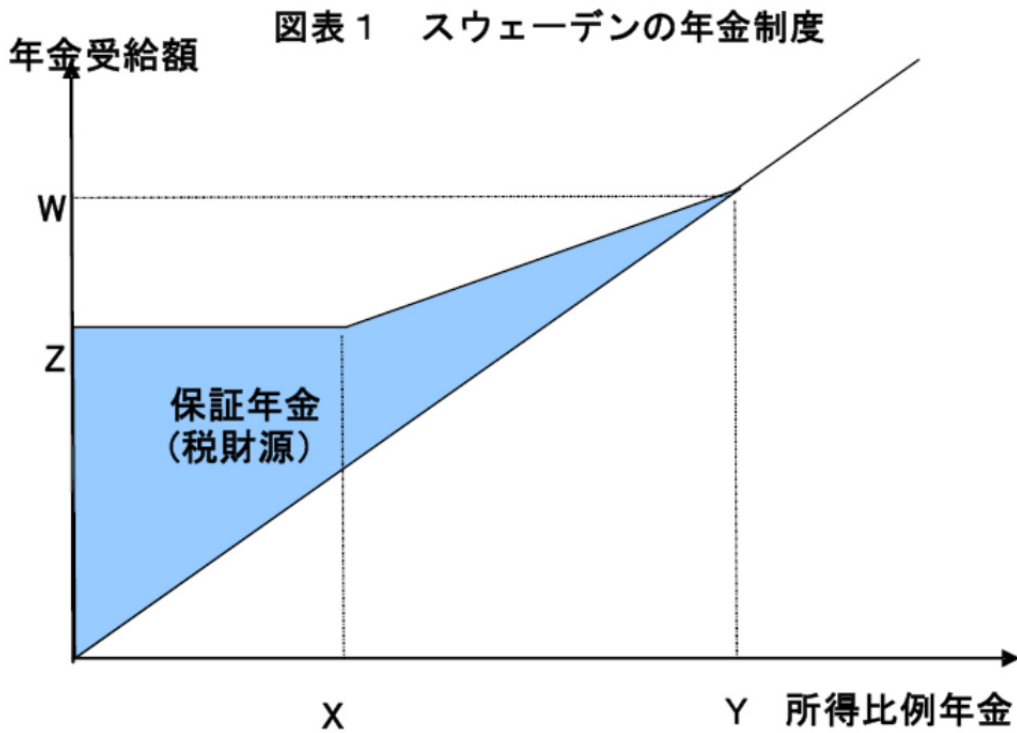
国名	スウェーデン
公的年金の体系 保険料財源 税財源	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額(物価基礎額の42.3%)以上の所得のある者は強制加入 ・◎被用者, 自営業者 ・×無職
保険料率	18.5%(事業主10.21%, 被保険者7%)。18.5%は本人拠出控除後の所得に対する率(=17.21%÷93%)。18.5%のうち16.0%はNDC, 2.5%はFDCに拠出)
支給開始年齢	61歳以降本人が選択(保証年金は65歳から)
基本受給額	参考: 1944年生まれのコーホート(2009年で65歳)の年金額(加入期間30年以上)の平均は11,900クローネ(約154,700円※)で代替率は平均賃金(上限まで)の64%とされる。基本シナリオによると1990年生まれのコーホートの代替率は、53%と推定されている。 ※13円/SEKで換算。
給付の構造	所得比例: 固定された保険料率による元利合計にもとづく給付(掛金リンク型)。概念上の拠出建て(NDC)と純粋な拠出建て(FDC)の二階建てに保証年金を付加。ただし、遺族給付、障害給付は税財源による別制度となっている。
所得再分配	なし(税財源による保証年金に集中)
公的年金の財政方式	概念上の拠出建て(社会保険方式・賦課方式)+純粋な拠出建て制度(社会保険方式・積立方式)
国庫負担	保証年金および別制度である遺族・障害給付を負担
年金制度における最低保障	税財源による保証年金
無年金者への措置	無・低年金者を対象とする居住要件にもとづく保証年金を提供
公的年金と私的年金	所得基礎額の7.5倍までの所得については、主に公的年金が対応。これを上回る所得については、別途全国的な職域年金(ホワイトカラーのITPおよびブルーカラーのSAF-LO)がある。
国民に対する個人年金情報の提供	毎年、予想受取額を個人に通知(NDC+FDC)。さらに、希望すれば職域年金部分も合わせて情報提供される。

(財団法人年金シニアプラン総合研究機構「世界の年金情報」より)

< 4 階建ての年金制度 >



(「スウェーデン」185 頁)



2009 年度の水準は概算以下の通り(夫婦世帯の場合: 1人あたり)

X: 48,800 クローネ	Y: 116,400 クローネ
Z: 81,300 クローネ	W: 116,400 クローネ
(1クローネ=約 12 円)	

(ニッセイ基礎研究所「ニッセイ年金ストラテジー2010年4月号」図表より)

所得比例年金（確定拠出型） 保険料のうち 16%部分

現役時代の給与所得の合計に比例して給付額が決まる所得比例年金。

賦課方式が採用されており、その年に徴収した保険料はその年の年金受給者への支払いに充てられる（約4年分の積立準備金あり）。しかし、保険料を納める個人ごとに概念上の年金口座が設けられ、保険料の支払いに応じて年金権（年金ポイント）が貯められていき、ある年代が年金受給年齢に達し、国が年金給付額を決める際には、その年金権に比例する形で給付額が決定されることから、概念上は確定拠出型である。

積立年金（確定拠出型） 保険料のうち 2.5%部分

所得に比例するだけでなく自分で選んだ運用方法の実績に応じて給付額が決まる。

所得比例年金とは別に個人の年金口座が用意され、そこに預けられたうえで各個人は年金庁の認可を受けた投資信託ファンド（2009年末の時点で777種類）の中から選択し、その運用実績によって年金資産が増減し、年金受給開始後に所得比例型年金と合わせて給付される。

なお、自分で積極的にファンドを選ばずに国に運用を任せる方法も用意されており、現役世代の4割が国に委託している。

これらの年金額は、現役時代の給与に比例するが、経済の低迷が長引いたり高齢化の進捗が早い場合には、自動財政均衡メカニズムが作用して、年金の額は減額される。

最低保障年金

現役世代の所得が少なかったために所得比例年金や積立年金から支給される年金が少ない人を下支えする。65歳から支給され、16歳以降64歳までの間に40年間スウェーデンに居住していた人に満額が支給される（その条件に満たない場合は減額支給されるが、不足分は生活保護が支給される）。

所得比例年金と積立年金の給付額が一定水準を下回るときに、その不足分を補う。最低保障水準は単身者であれば、7,526SEK（約8万3,000円）、夫婦・同棲者であれば1人当たり6,713SEK（約7万4,000円）に設定。

家賃を除いた生活費を保障することを目的とする最低保障年金のほか、高齢者向けの住宅手当（最低保障年金のみが所得である高齢者は住居費が5,000SEKを上回らない限り、住居費のほとんどをこの手当で賄える）の支給がある。

協約年金・個人年金

また、公的年金とは別に、労使間の団体交渉において設けられた協約年金もある。雇い主が年金保険料を支払い、民間もしくは労使が共同で設立した管理企業が運用する。ホワイトカラーの従業員を中心として被雇用者の大部分が加入している。協約年金の保険料は給与の約 4.5%。

さらに、200 万人あまりの人が個人年金サービスを提供している保険会社・金融機関と任意に契約を結び、積立を行っている。

公務公共サービス労働組合協議会